

近代における旧大名家の刀剣管理と記録作成

— 子爵土屋家を事例に —

西 口 正 隆

【要 旨】

本稿は、アーカイブズと「モノ資料」の関係を通して、土浦藩主を務めた子爵土屋家における刀剣管理と、それに伴う文書実践（記録作成）の事例を検討するものである。アーカイブズ資源研究では、文書の作成・保管・選別に関する分析が進んできたが、「モノ資料」の管理に伴う文書の作成・保管・利活用についても対象にする必要がある。

まず、土屋家における家職の職掌を確認したうえで、彼らの文書作成規定を分析した。これにより、土屋家における文書作成や利活用は家職のうち、主に家令や家扶が掌っていたことが明らかとなった。また土屋家の家宝や道具類の管理と、それに伴う記録の作成・利活用は家扶が担っていた。

次に、土屋家で行われていた宝物等の管理と記録作成について刀剣を事例に検討した。刀剣台帳に記載された刀剣類は刀箆筒に容れて保管されており、各刀剣類の袋には台帳番号が付された木札が据えられていた。この木札の番号を基に刀剣台帳と照合し、移動や紛失の有無を確認していた。照合が済むと、刀剣台帳に確認済みを示す印を記載するという過程を例年繰り返していたことが明らかとなった。刀剣台帳には、後筆で鑑定・評価に関する記載がなされていた。したがって、刀剣台帳は管理台帳としての本来の用途に加え、鑑定・評価といった鑑賞も含めた用途へ変化した可能性も指摘した。

【目 次】

はじめに

1. 土屋家の家職制度と家政協議員
2. 土屋家における記録作成規定
3. 土屋家の文書実践と刀剣管理

おわりに

はじめに

本稿は近世期に土浦藩主を務めた子爵土屋家における、文書作成・管理の規定を分析し、その実態について解明を試みるものである。ここでは文書の作成及び利活用、保管に関する一連の行為について「文書実践」¹⁾と総称する。そのうえで、文書実践の事例として、土屋家で行われていた刀剣管理に関する記録を分析する。刀剣管理を事例とする理由は、①刀剣管理で用いられた大正元年(1912)の「御刀剣台帳」²⁾が現存し、利活用時の書き込みが確認できること、②①の作成とも関わる土屋家の文書作成規定が現存すること、③アーカイブズ資源研究と「モノ資料」の関連を検討する好対象であること、の3点である。

特に③について、アーカイブズ資源研究では文書の作成や管理に関する数多くの成果が蓄積されてきた³⁾。この蓄積は重要であるが、「モノ資料」の管理をめぐる文書実践についても度外視することはできないと筆者は考えている。ここでいう「モノ資料」とは主に非文字資料であり、平面ないし立体的な形状を持つ資料を指す⁴⁾。本稿で対象とする刀剣類は、文字情報といえは茎なかこ(刀身の柄)に刻まれた銘、並びに白鞘(保管用の鞘)の墨書などであり、それらのみではアーカイブズ学の対象にはなり得ない。ただし、その管理においては台帳や番号札といった記録が作成され、保存・活用されている。この過程を文書実践として捉えるのであれば、「モノ資料」の管理とそれに伴う記録作成・利活用も、アーカイブズ資源研究の範疇で考える必要がある⁵⁾。また、この視点は刀剣類に留まることなく、他の「モノ資料」も含めて考えることが可能となる。その際に重要なのが道具管理に関する成果である。

道具管理については、道具の移動を対象とした成果⁶⁾と、管理と記録作成を対象としたものに大別できる。本稿では後者について、特に大名家の道具管理について触れておきたい⁷⁾。大名家の道具管理については松代藩真田家の成果が特筆される。ここでは松代藩武具方の現用文書としての道具帳管理や、引き継ぐべき道具の変容などが明らかにされた⁸⁾。大名道具とその

-
- 1) 文書実践については、渡辺浩一『日本近世都市の文書と記憶』(勉誠出版、2014年)を参照されたい。
 - 2) 大正元年(1912)改正「御刀剣台帳」(土浦市立博物館所蔵)。
 - 3) 富善一敏「日本近世アーカイブズ資源研究(2004-2019)をふり返って—文書管理史を中心に—」(『アーカイブズ学研究』33、2020年)を参照されたい。
 - 4) 「モノ資料」の定義については、奥田環「大学史におけるモノ資料の価値付けに関する一考察」(『お茶の水女子大学人文科学研究』12、2016年)を参照している。
 - 5) 大友一雄は『近世大名のアーカイブズ資源研究』の序章「アーカイブズ資源研究の動向と課題」において、「それら(筆者註:文書・記録)の作成・授受・保管・利活用に関するすべての流れ(以前は「ライフ・サイクル」と捉えていた視角)、そこに介在する組織・役職、管理方法、作成・授受から利活用に利用される道具・容器・環境などを含めて、「記録管理」の対象であり、そこに構築されたシステムが記録管理システムとなる」と述べている(国文学研究資料館編『近世大名のアーカイブズ資源研究』思文閣出版、2016年、6頁)。
 - 6) 高橋義雄『近世道具移動史』(慶文堂書店、1929年)、宮武慶之「明治期における溝口家の道具移動史」(『人文』13、2014年)。
 - 7) なお、大名家の道具(大名道具)の範囲について、胡光は大名家文書も大名道具のひとつとして捉え管理・研究する徳川美術館の考え方を紹介し、自身も高松藩松平家の分析視角に取り入れている(胡光「大名家文書の構造と伝来過程」、佐藤孝之・三村昌司編『近世・近現代文書の保存・管理の歴史』勉誠出版、2019年)。筆者もこの考え方を基本としている。
 - 8) 原田和彦「松代藩の「城附諸道具」～真田家大名道具論(1)～」(『松代』12、1999年)、同「真田家伝来の大名道具と道具帳～真田家大名道具論(2)～」(『松代』13、2000年)。

管理に関しては、明治期における旧江戸藩邸からの道具移管と取蔵スペース確保、それに伴う道具の選別と記録作成の関連が検討されてきた⁹⁾。また、道具帳の新調とともに、かつて用いられた道具帳が非現用となることや、道具整理以前に形成された整理カテゴリーはある程度維持されたこと、大正期における道具整理では従来の伝来経緯や道具帳の記載などにも考慮しつつ、道具の価値判断や保存の可否も記録されたことなどが明らかにされた¹⁰⁾。本稿で対象とする刀剣について、真田家では御金奉行と御側御納戸役が管理を担っていたことも明らかにされている¹¹⁾。

真田家の事例などを踏まえつつ、かつて筆者は土浦藩土屋家の事例を検討したことがある¹²⁾。土屋家が所有した刀剣については台帳による管理がなされていたことは以前より指摘されていたが¹³⁾、刀剣管理を掌った藩士の職掌や、台帳作成、管理行為が持つ意義についてはほとんど解明されていなかった。このような課題に対し、近世期において土屋家の刀剣は土浦藩士のうち小納戸方道具掛が管理を担い、藩の上層役人である用人が統括していたこと、腰物帳の作成と刀剣管理は代替わりを見据えて行われていたこと、管理時には既存の腰物帳に追記・削除を繰り返すことで刀剣の所在や伝来を受け継いでいたことなどを明らかにした。

真田家の事例や、前稿で明らかにした近世期における土屋家の刀剣管理体制を踏まえつつ、本稿では近代における土屋家の刀剣管理体制を分析する。まず土屋家の家政¹⁴⁾を分析し、その担当であった家職の職掌を確認する¹⁵⁾。つづいて家職をはじめとする土屋家の記録作成規定を確認し、文書実践に関わった者とその職掌を明らかにする。そのうえで、土屋家における文書実践の事例として刀剣管理を検討する。近代土屋家における事例を明らかにすることで、刀剣という「モノ資料」にかかる文書実践の意義を提示したい。

本論へ入る前に土屋家の概要を確認しておきたい。土浦藩土屋家は、戦国期には甲斐武田氏の家臣であった。天正10年（1582）に天目山の戦いで甲斐武田氏が滅亡すると、土屋昌恒の遺児平三郎は駿河国清見寺へ身を寄せる。平三郎は、のちに清見寺を訪れた徳川家康によって取り立てられ、秀忠の側近を務めた。そののち、秀忠から忠の一字をもらい、名を忠直と改めた。これが後に上総久留里藩初代藩主となる土屋忠直である。忠直の次男数直は、家光・家綱に仕え、

9) 浅倉有子「松代城地の払下と真田家の道具類宝物の管理」(『松代』22、2009年)。

10) 前掲註8原田前掲論文「真田家伝来の大名道具と道具帳」。

11) 溝辺いずみ「御金奉行による御腰物の管理について—真田家の刀剣の管理体制(1)」(『松代』30、2017年)、同「御金奉行と諸役所間との御腰物管理の移動について—真田家の刀剣の管理体制(2)」(『信濃』69-4、2017年)。

12) 西口正隆「近世大名家における刀剣管理と記録作成—常陸国土浦藩土屋家を事例に一」(『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』17、2021年)。

13) 中澤達也「土屋家刀剣の伝来とその背景」(『土浦市立博物館紀要』24、2014年)。

14) 家政については大名華族の資本形成とともに論じられてきた。代表的な成果として、森田貴子「華族資本の形成と家政改革」(高村直助編『明治前期の日本経済』日本経済評論社、2004年)、寺尾美保「大名華族資本の誕生」(『史学雑誌』124-12、2015年)がある。なお、土屋家の家財産については、経営や出資状況を分析した成果として、千田稔「華族資本の成立・展開—明治・大正期の旧土浦藩主土屋家について—」(『社会経済史学』55-1、1989年)がある。本稿で対象とするのは家職らの職掌と文書実践、刀剣管理であるため、家財政の分析には着手しないことを、予めお断りしておきたい。

15) 家令・家扶らの任用と役割については、内山一幸「旧藩主家の家政と家令・家扶—旧柳河藩主立花家を事例に一」(『日本歴史』699、2006年。のち同『明治期の旧藩主家と社会—華士族と地方の近代化—』吉川弘文館、2015年所収)が挙げられる。

忠直家から独立すると、寛文9年（1669）には石高4万5千石を得て土浦藩主となった¹⁶⁾。以降、天和2年（1682）から貞享4年（1687）の5年間を除き、廃藩置県まで同家が藩主を務めた。

しかし、文化7年（1810）に8代当主寛直が跡継ぎなくこの世を去ったことで、御家断絶の危機が訪れた¹⁷⁾。土屋家は水戸藩徳川家から徳川治保の弟治三郎（のち9代当主彦直）を養子に迎えることで御家断絶を免れた。ところが、10代当主寅直の代には子息の夭逝が重なり、再び跡継ぎ不在の事態に陥った。土屋家は徳川斉昭の17男余七麿を養子に迎えることで跡継ぎとした。余七麿は慶応4年（1868）に養父寅直の隠居に伴い家督を相続し、名を拳直と改めた。明治2年（1869）には知藩事に任命されると、同年には子爵を得ている。

1. 土屋家の家職制度と家政協議員

本節ではまず、土屋家における家職制度について確認しておきたい。なぜならば、土屋家における財産や宝物等の管理、それに伴う記録作成などを担っていたのが、土屋家に仕えた家職であったためである。明治36年（1903）2月20日に施行された「土屋家家範」¹⁸⁾第44条によれば、家職に該当する家令・家扶・家従は旧土浦藩主から適任を選び任命することと規定されている。ただし適任者が無い場合は、旧藩領内の者から任命することができると定められた。

土屋家に仕えた家職の職掌は、明治36年6月1日に施行された「土屋家規程」¹⁹⁾全82条に記されている。このうちのべ13か条には「修正」の付箋が貼られているほか、「雇人旅費一条挿入」のように条文を追加する旨を記した付箋も付されている。このような条文修正の案については、同年5月31日「答申書」²⁰⁾にのべ17か条が記載されている。修正案の冒頭には「土屋」の印が押印されており、いずれも承認され、6月1日に施行されたと考えられる。

さて、「土屋家規程」よれば、土屋家の家職は家令、家扶、家従の3階層に分かれており、そのもとに雇人として女中頭、女中、小使、門番が雇用されていた。

まずは家職全般の職掌を順に確認しておきたい。「土屋家規程」によれば、家職は「家職ハ本家ニ対シ協同一致シ、誠実忠勤ヲ旨トシ家範ニ依リ各職務ヲ尽スヘシ」（第13条）、「家職ハ家主ノ命令ヲ遵守スヘシ、但命令ニ対シ意見ヲ述フルコトヲ得」（第14条）とあり、本家（家主＝土屋家）に忠勤し、命令を遵守することが定められている。ただし家主の命令に対して意見をすることができることも定められている。

なお、家職の交代については次のように規定されている。

第二十六条 家職交替ノトキハ其担当セル事務ノ引継受ヲナシ、終了ノ上ハ其旨ヲ家令ハ家主ニ、家扶ハ家令ニ、家従ハ家扶ニ連署申告スヘシ、但各其保管ニ係ル物件ニ付テハ引継受ノ証ヲ領置スヘシ

16) 『新訂寛政重修諸家譜 第二』（続群書類従完成会、1964年）、89頁。

17) 土浦市史編さん委員会編『土浦市史』（土浦市、1975年）は寛直の没年月日を文化7年10月15日とする。一方、「御系譜 三」（国文学研究資料館所蔵常陸国土浦土屋家文書504、以下「土屋家文書」と略記する）によれば、寛直は文化8年10月2日死去とする。

18) 「土屋家家範」（土浦市立博物館所蔵土浦藩関係文書101、以下「土屋藩関係文書」と略記する）。

19) 「土屋家規程」は、明治36年（1903）～大正5年（1916）「家政協議員関係綴」（土屋家文書679）に綴られている。以下、本節では特に断らない限り、引用はこの「土屋家規程」による。

20) 前掲註19「家政協議員関係綴」。

この条項によれば、交代時には担当業務の引き継ぎを行い、引き継ぎが終わり次第連署のうえ報告をするよう定められている。加えて、家職が保管する物件については引き継ぎを受けたことを示す証書を後任者へ預けることと定められている。なお、引き継ぎ終了時には、家令は家主である土屋家へ、家扶は家令へ、家従は家扶への連署申告を行わなくてはならなかった。この伝達系統から、家主（土屋家）－家令－家扶－家従という身分序列が確認できる。

それでは、家職を構成する家令・家扶・家従の職掌はいかなるものであったのだろうか。順に確認しておきたい。なお、文書実践に関する職掌については、節を改めて叙述したい。

（１）家令の職掌

家令の職掌について「土屋家規程」第32条では、「家令ハ全般ノ家事ヲ総理シ、家扶家従ヲシテ事務ヲ分担セシムヘシ」と定めている。すなわち家扶・家従に事務を分担し、その統括を行うのが家令であった。また第33条には、「家令ハ家主家族又ハ家扶家従ノ行為ニ対シ意見アルトキハ、直チニ家主ニ具申スヘシ」とあり、家扶・家従のみならず、土屋家の行動に対しても、意見がある際には家主である土屋家に申し出るように定められていた。

加えて家令は雇人の進退について決める権限を有していた。「土屋家規程」第35条には「家令ハ家主ノ承認ヲ経テ傭人ノ進退及取扱ヲ執行スヘシ」とある。家主の承認は必要となるが、女中頭、女中、小使、門番の去就を決する立場にあった。そのため家令は家扶・家従・雇人の勤務状況を監査する役割を担っていた。第38条には「家令ハ家扶家従及傭人ノ勤情ヲ監査スヘシ」とある。以上から、家令の職掌は土屋家における事務の総括と分担、雇人の去就判断、家職と雇人の勤務状況の監査であったと考えられる。

（２）家扶・家従の職掌

次に家扶と家従の職掌を確認する。家扶については、「土屋家規程」第39条に「家扶ハ家令ヲ補佐シ、日常ノ事務ヲ執行スヘシ」とあり、家令を補佐し事務を執行することと定められている。また第45条では「家扶ハ傭人ヲ指揮監督スヘシ」とあり、雇人の指揮監督を行うことが職務として定められていた。前述のとおり家令も雇人を監査することが規定されていたが、家扶は家令の下で雇人を監督する実務を担っていたと考えられる。

一方、家従は家扶とともに、土屋家での当直・日直の担当（第46条）、室内・邸内の巡視と衛生管理（第47条）、邸内の戸締まり及び火の元の点検（第48条）の実施が規定されていた。家従は家扶よりも月給が低く²¹⁾、身分的には家扶の下に位置付けられていた。職務における家扶と家従の大きな差異は、日常的な日誌の作成、並びに財産や什器、図書等の管理とそれに伴う記録作成であり、これら職務の遂行は家扶に限定されていた。この点については第2節で詳述する。

（３）雇人の職掌

前述のとおり、雇人は女中頭、女中、小使、門番に区分されていた。いずれも家令・家扶の

21) 家職の等級にもよるが、「土屋家規程」第18条によれば、家令の月給は45～60円、家扶は25～40円、家従は14～20円と定められていた。

監督を受けて職務にあたっていた。以下、「土屋家規程」を基にそれぞれの職掌を確認する。

まず女中頭の職務は、土屋家とその家族の衣類調達とその管理（第50条）、女中並びに炊事場の指揮監督（第51条）、食料・日用品の購入と帳簿記載（第52条）と定められていた。一方、女中の職務は、女中頭の指示を受けて調理や清掃、裁縫などを行うこと（第54条）と定められている。

次に小使について職務を確認する。「土屋家規程」第55条では、小使は家職の指揮を受けて雑務や宿直をすることと定められている。このほか邸内の清掃と巡回（第56条）、炊事や風呂焚き（第57条）を行うことが規定されていた。女中と職務の重なる点も見受けられるが、邸内の巡回や宿直、風呂焚きは小使特有の職務であった。

続いて門番の職務を確認する。これは職名のごとく門の開閉や見張りを掌った。「土屋家規程」第58条には、表門と通用門の開閉と門内外の清掃が職務として定められている。また門は日の出とともに開け、表門は日没に、通用門は午後10時に閉めることが規定されていた（第59条）。

以上、雇人の職掌を確認した。このなかで記録を作成することが規定されていたのは、女中頭のみであった。この点についても次節で改めて確認しておきたい。

（4）家政協議員の職掌

最後に家職や雇人とは異なるかたちで土屋家の家政に携わった、家政協議員の職掌を確認しておきたい。家政協議員は土屋家の家政に関する重要な問題や、土屋家の歳入出について諮問を行うための相談役として設けられた。土屋家の家譜である「御系譜」²²⁾のうち土屋正直の項によれば、家政協議員は明治31年（1898）11月26日に設置され、旧土浦藩士である一色範疇・伊藤光徳・岡田貞三の3名が任命されたとある。「土屋家家範」によれば、家政協議員は旧土浦藩士の中から適任者を5名ないし7名選出し囑託するが、旧藩士に適任の者がいない場合には、旧藩領内から選出することが認められていた²³⁾。任期は5年間であり、再任することも可能であった²⁴⁾。家政協議員は毎年2月・7月・11月に家政協議員会を開くことが定められ、家政協議員3名以上の請求があった場合には、臨時会を開くことも認められていた²⁵⁾。家政協議員会の議題は多岐にわたるが、主として①財産や収支決算に関わる記録の検査²⁶⁾、②土屋家の後見監督人や家政顧問²⁷⁾の選定にかかる諮問²⁸⁾、③土屋家の分家や婚姻、養子縁組等に関する諮問²⁹⁾、④家政協議員や家職の任命・給与等に関する協議³⁰⁾、⑤家範や諸規則の改正³¹⁾などの議論を担った。家政協議員は土屋家やその家職にとって諮問機関の役割を担っていた。

22) 「御系譜」（土浦藩関係文書6）。

23) 前掲註18「土屋家家範」第37条。

24) 前掲註18「土屋家家範」第38条。

25) 前掲註18「土屋家家範」第41条。

26) 前掲註18「土屋家家範」第28条・第31条。

27) 前掲註18「土屋家家範」第35条によれば、家政顧問は家主を輔弼することが職務として定められていた。家政顧問は土屋家の親族と家政協議員の協賛を得た、土屋家の親族のなかで最も徳望のある者が1名選ばれた（第36条）。

28) 前掲註18「土屋家家範」第32条・第36条。

29) 前掲註18「土屋家家範」第39条。

30) 前掲註18「土屋家家範」第39条。

31) 前掲註18「土屋家家範」第39条。

以上、本節では土屋家の家職制度と雇人、家政協議員それぞれの職掌を確認した。土屋家における諸務や家政については、基本的に家令を筆頭とする家職が遂行していた。また家職のもとで雇人が土屋邸内の雑務を遂行していた。そして、土屋家の家政や家職について諮問や監督を行っていたのが、家政協議員であった。本節では各役職の主な職掌を確認したが、次節では土屋家の文書実践にかかる記録の作成規定等について検討していきたい。

2. 土屋家における記録作成規定

前述の「土屋家規程」のなかから、文書実践に関わる条項を抽出したのが【別表1】である。「土屋家規程」には文書作成などに関わる条項が総計17条定められていた。これは前述した家職（家令・家扶）、女中頭、家政協議員が対象となっており、それぞれに職掌が規定されていた。ここでは文書実践にかかる彼らの職掌が、どのように規定されていたのかを確認しておきたい。

（1）家令の規定

文書実践に関する家令の主な職務としては、㉗土屋家の収支決算書の作成・管理、㉘土屋家印章が収められた鍵の保管、㉙家譜や家範等の保管であった。

まず㉗については、「土屋家規程」第36条において毎年収支決算書を作成し、家主である土屋家の裁許を受けたうえで、家政協議員の諮問を受けることが定められていた。第71条では、毎年1月31日に前年度の収支決算を締め、様式第6号を用いて決算書を作成し、家政協議員会の検査を受けることとされていた。加えて第80条では証憑書類に基づいた収支管理を行うこと、第81条では収支管理を行うために、現金受払簿（様式第7号）、歳入整理簿（様式第8号）、歳出整理簿（様式第9号）、歳入出計算書（様式第10号）を備え置くこととされている。収支決算書や証憑書類、現金受払簿など収支管理のために作成した帳簿類の保存年限は規定されていないが、明治36年（1903）度以降の決算書については、今日においても一部現存している³²⁾。

次に㉘については、第34条で土屋家の印章は鍵のついた櫃へ入れ、櫃を土屋家の家主が、鍵を家令が保管することと定められていた。また押印については、家主の面前で行うことも規定されていた。

最後に㉙については、第37条で重器や宝物、家譜や家範、有価証券などを厳重に保管することと定められていた。世襲財産の保管を任されていた家令であるが、実際には保管責任者としての位置付けであったと考えられる。なぜならば、保管に関する実務は家扶が担っていたためである。この点については第3節でも確認しておきたい。

（2）家扶の規定

文書実践に関わる家扶の職務については、㉚家印の保管、㉛日誌の作成、㉜女中頭が作成する物品購入帳簿の検閲、㉝重器宝物の保管と記録作成の4種類に大別できる。

㉚は第40条で家印の保管が職務として規定されている。前述の㉘において、印章は土屋家当

32) 明治36年（1903）から同43年（1910）の「御諮問書」（土屋家文書678）には、「明治三十六年度経常部歳入決算書」や「明治三十六年度臨時部歳入決算書」、「明治三十六年度経常部歳出決算書」、「明治三十六年度臨時部歳出決算書」などが綴られている。

主が保管することと定められていたが、ここで述べられていた印章とは、土屋家当主の個人印と考えられる。一方、家扶が管理した家印は土屋家の家としての印章を指すと考えられる。

㊦については第41条において、大小拘わらず日常の事象を記録することが定められている。これは毎年作成されていたと考えられ、明治10年（1877）から同44年（1911）までの日誌が断続的に現存している³³⁾。

㊧について、第52条によれば女中頭は食料や日用品を購入した際に帳簿へ記載することが規定されていた。また、この帳簿は毎月1回家扶が検閲することと定められていた（第53条）。この帳簿についても保存年限は規定されていないが、最終的には前述の決算書に反映されるため、一定期間保管する必要があったと考えられる。

最後に㊨に関する規定を確認する。これは第42条と第44条の2箇条である。第42条では財産目録や家宝、器具、掛軸などの台帳を作成し、移動がある度に加除訂正を行うように定めている。第44条は重器や宝物、その他の器具や掛軸などについて、毎年秋に必ず台帳と照合し、虫干や手入れを施すことを定めていた。このことから、土屋家の家宝など重要な品の保管に携わっていたのは、家扶であったと考えられる。保管にあたり、家扶は台帳の作成が規定されており、毎年照合を行っていた。また、この照合と合わせて品々の状態を確認し、虫損や欠損も点検していた。近世において土浦藩土屋家の所蔵品の保管（風干）については、土浦藩士、特に小納戸方道具掛が務めていたが³⁴⁾、近代においては家扶がその役割を担ったと考えられる。

（3）家政協議員の規定

最後に、文書実践に関わる家政協議員の職掌を確認しておきたい。これについては主として、㊩家政協議員会の議事録作成、㊪収支帳簿や現金、証書等の検査、㊫決算書の諮詢と検査に大別される。

㊩については第5条において、家政協議員会の議事録を作成し、議会の顛末を記録するよう定められている。この議事録についても保存年限は記されていないが、土屋家文書には家政協議会で議論されたと考えられる諮問事項等をまとめた「御諮問書」³⁵⁾が現存する。これは明治36年度から同44年度にかけて家政協議員会で議論が行われた諮問事案と、その審議内容を綴った簿冊である。したがって、議事録の内容は年度ごとにまとめられ、そののち綴られて保管されたと考えられる。

次に㊪については、第8条で収入・支出の帳簿や現金、各証書などを時折検査することが規定されていた。また第9条では、土屋家が経営していた三津輪銀行や土屋農場の定期決算において、現金を入れる金櫃や帳簿の検査を行うことが定められていた。これらの収支帳簿などは家職（特に家令）が保管をしていたが、第29条において家政協議員会から検査照会の請求があった際には、これに応じるように規定されている。

33) 土屋家文書のうち、サブフォンド「土屋家」シリーズ「明治後家政」サブシリーズ「家扶日誌」には37点の家扶日誌が編成されている。家扶日誌は「日記」や「公私日録」など様々な表題が付されているが、内容は土屋家内の諸事に関する書き留めである。

34) 西口正隆「土浦城内における風干と本丸館の利用」（土浦市立博物館編『第41回特別展展示図録 土浦城一時代を越えた継承の軌跡一』土浦市立博物館、2020年）。

35) 明治36年～43年「御諮問書」（土屋家文書678）。

㊦は第36条と第71条において、家令が作成する土屋家の決算書は家政協議会の検査・諮詢を受けることが定められている。

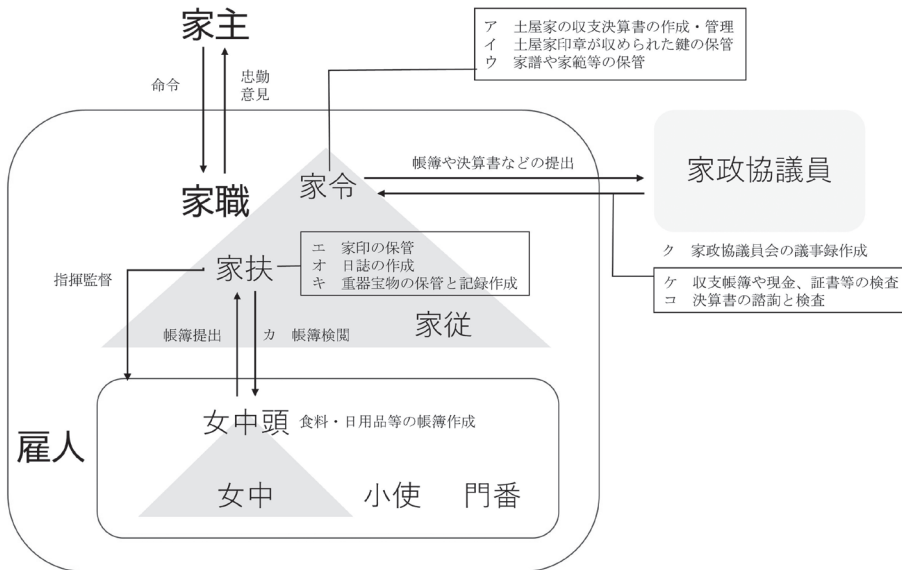


図1 文書実践にかかる職掌の概念図

以上、本節では土屋家における文書などの作成や保管について、それに携わる家職や家政協議員の職掌を確認してきた。これをまとめたのが【図1】である。このなかで特に文書実践に携わっていたのが、家令と家扶であった。彼らは収支帳簿や決算書を作成したり、家宝の保存とそれに伴う記録作成を行うなど、記録作成の中樞を担っていたと考えられる。次節では、文書実践の事例として、家宝の保管に伴う記録作成と、そこで作成された文書の性格を検討してみたい。

3. 土屋家の文書実践と刀剣管理

本節では土屋家の家宝保管にかかる文書実践を確認してみたい。ここでは土屋家の宝物であった刀剣を事例に検討していく。土屋家で保管された刀剣に関しては現在、刀剣85振に加えて、大正元年（1912）に作成された台帳「御刀剣台帳」や刀箆筒、保管に用いられた木札などが土浦市立博物館に所蔵されている。

「御刀剣台帳」は、大正元年において土屋家が所蔵していた刀剣類の台帳である。表紙には「大正元年改定」とあることから、この年に台帳を再作成したと考えられる。表紙左下には「土屋家事務所」と記されている。中澤達也によれば、当時土屋家は小松（現土浦市小松）に宝物殿を有していたため、ここに収められた刀剣の台帳であると推定している³⁶⁾。しかし台帳の

36) 中澤註13前掲論文「土屋家刀剣の伝来とその背景」。

奥書に「昭和八年九月十一日 穂田倉庫ヨリ土浦在小松天神山白雲祠宝物殿ニ移送セリ」³⁷⁾と記されている。このことから、大正元年当時、台帳に記された刀剣類は、穂田（現東京都渋谷区神宮前）の土屋家倉庫に収められており、昭和8年（1933）9月11日に小松の宝物殿へ移送されたと考えられる³⁸⁾。土浦市立博物館で所蔵する刀箆筒【図2】には「東京渋谷区穂田三ノ一六四 土屋家」というラベルが付されている。このことから、穂田倉庫で保管されていた刀剣は刀箆筒ごと小松天神山白雲祠宝物殿へ移送されたと考えられる。

「御刀剣台帳」に記された刀身及び鎗・薙刀は総計116振である³⁹⁾。これらの刀剣類は刀装具も含めて、「御刀」「御小刀」「御脇差」「御短刀」「番外（刀身）」「御鞘」「御鞘番外」「御鐔」「御鐔番外」「御柄前」「御柄前番外」「小柄」「鎗」「薙刀」の14項目に分類されている。この記載内容は【別表2】にまとめた。台帳作成時の記載事項は、「番号」「銘」「摘要」であった。「摘要」には伝来に関する情報や、銘文などが記されている。近世期の台帳には寸法についても記されていたが⁴⁰⁾、「御刀剣台帳」にはほとんど記されていない。後述のとおり、「御刀剣台帳」に記された刀剣類は番号で管理をされていた。そのため、寸法については情報として不要となったことから、全てに記されることはなかったと考えられる。



図2 刀剣類を入れていた刀箆筒

37) 大正元年改定「御刀剣台帳」（土浦市立博物館所蔵）。

38) 小松の宝物殿へ移送した経緯については明記されていない。

39) このうち土浦市立博物館で所蔵する刀剣類は73振（約63%）である。

40) 前掲註12西口論文「近世大名家における刀剣管理と記録作成」。



図3 刀袋に付された番号札

拾九番	拾八番	拾七番	拾六番	拾五番	拾四番	拾参番	拾贰番	拾壹番	拾番	玖番	八番	七番	六番	五番	四番	参番	贰番	壹番	九番					
吉岡(文字) 則房	大和志津	貞次	無銘	長谷部	景安	景安	景安	延壽	景光	景光	景光	則重	影法師	貞宗	末左	重真	元重	元重	恒次	景光	景光	則重	影法師	貞宗
吉岡(文字) 則房	大和志津	貞次	無銘	長谷部	景安	景安	景安	延壽	景光	景光	景光	則重	影法師	貞宗	末左	重真	元重	元重	恒次	景光	景光	則重	影法師	貞宗

図4 「御刀剣台帳」の記載面

「御刀剣台帳」に記載された刀剣類には「壺番」から「百四拾七番」までの通し番号と、「番外壺番」から「番外三番」までの番外の区分番号が付されている。通し番号は欠番も多く存在することから、大正元年の帳簿改訂時には土屋家の手元を離れた刀剣類も数多く存在したと推察される。この台帳に付された通し番号や番外の区分番号、刀の銘は、木札に記されたうえで各刀剣類を入れる保管用の刀袋に括り付けられた（【図3】）。そのうえで、保管時には前掲の刀箆筒へ入れて保管をしていたと考えられる。刀箆筒の正面には、前述の「東京渋谷区穂田三ノ一六四 土屋家」以外に、「自第三一番至第四五番」、「自第四六番至第七七番」、「自第七八

番至第九五番」の計3つのラベルが付されている。すなわち、この刀箆筒には台帳上に記載された刀剣のうち、第31番の「無銘 正家」から第95番の「同（齊昭公御作）九寸四分」までが保管されていたことが明らかとなる。また、【図2】の刀箆筒側面には「第二号」のラベルが付されていることから、複数の刀箆筒に分けて保管をしていたと考えられる⁴¹⁾。

前節で確認したとおり、「土屋家規程」では、重器・宝物などについては台帳を作成し、毎年秋に台帳と照合し、虫干しを行うことと定められていた。これは主に家扶が行う仕事であったが、家扶は必ずしも「目利き」ではなく、刀剣の種類を判別できない可能性もあった。無銘や同銘の刀剣類が複数存在するなかで、刀箆筒に収められた刀剣と「御刀剣台帳」を照合したうえで、虫干しまで遺漏なく行うためには、台帳・箆筒のラベル・木札の3点は、職務上欠かせない記録であったと考えられる。

「御刀剣台帳」には、照合時に付されたとみられる鉛筆や万年筆などによる点、丸、削除線、追記などが確認できる（【図4】）。【図4】に見える書き込みの数量や時期は区々であり、台帳と刀剣を照合した時期や回数などは判然としない。ただし、台帳内の「銘」欄上部や「摘要」欄下部の書き込みなどから、少なくとも10回以上は台帳と照合したことが確認できる⁴²⁾。台帳への書き込みについて、判然とする限りでは昭和20年（1945）に、当時の土屋家当主であった土屋尹直が、和田虎雄へ刀「國道」（No47）を、鈴木俊へ刀「胤光」（No51）を贈与したという記録が下限である。すなわち「御刀剣台帳」は、大正元年に改定作成されたのち、昭和20年代まで、土屋家の重器（刀剣）台帳という性格の現用記録として使用されていたと考えられる。

松代藩真田家では、台帳は道具管理を契機として新規作成と旧台帳の非現用化がなされていたことが明らかにされている⁴³⁾。土屋家の場合も、「御刀剣台帳」の「大正元年改定」の文言が示すとおり、台帳の新調が行われた。ただし、大正元年以降は改廃されることなく「御刀剣台帳」が活用され続けたと考えられる。

「御刀剣台帳」のうち、罫線の上部に遺された書き込みに注目すると、国宝や重要美術品といった指定情報や、指定された年月日が記載されている。このほか「保存」や「保」といった書き込みが存在する。「保存」ないし「保」と記された刀剣は総計30振存在する。このなかには削除線が付されているものや、現在土浦市立博物館で所蔵していないものも含まれる。そのため土屋家で保存するという方針が示されたもののなかにも、のちに手放すこととなった刀剣があったことが明らかとなる。ここで重要なことは、土屋家で所蔵した刀剣類について、引き続き家で保存（所蔵）するか、あるいは手放す対象とするのかを判断した時期があったということである。選別の背景は判然としないが、土屋家における伝来や好み、寸法や保存状態などの要素が考慮された可能性は否定できない。いずれにしても、土屋家の家扶は家主の保存方針

41) 土浦市立博物館では、上記の刀箆筒以外に、土屋家の家紋三石畳がほどこされた刀箆筒を所蔵している。この箆筒の側面には「御帯剣壺番」のラベルが付されていることから、「御刀剣台帳」に記された刀剣類を保管するために用いていたと考えられる。

42) 台帳番号壺番の刀「守家」（【別表2】No1）を例に挙げると、銘欄上部に赤や黒の鉛筆を用いた計4個、銘の下には黒鉛筆による点が2個、摘要欄の下に赤や黒の鉛筆で5個、計11個の書き込みが確認できる。

43) 前掲註8原田論文「真田家伝来の大名道具と道具帳」。

に応じ、刀剣を管理していた可能性が高い⁴⁴⁾。その際に記録された保存方針は、その後の管理においても参照されたと考えられる。

「御刀剣台帳」のうち野線の上部には、2等から5等、番外といった等級と、それに付随して甲乙の等級が記されている。一方、「御刀剣台帳」に記載された銘の下へ目を移すと、「摘要」欄には墨書で刀剣類を受領した経緯や、他者へ譲渡した来歴が記されている。これらの記録以外に、鉛筆書きで「銘疑アリ ツカレ 是後長円ノ疑アリ」(No.4)や「貞享折紙 極よし」(No.17)、「元禄折紙 地荒少」(No.43)など、刀剣類を再度鑑定⁴⁵⁾した記録や、その当時の状態に関する記録が確認できる。合わせて「摘要」欄の下には、刀剣管理時に記されたと思われるチェックマーク以外に、甲・乙・丙の記載が確認できる。これらの記述がなされた年代を詳らかにできないが、少なくとも「台帳番号」や「銘」、「摘要」への書き込みのうち、墨書のものとは筆跡が大きく異なることから、後年に記載されたと考えられる。刀剣類の状態に関する記述は、前述の刀剣管理から継承されている要素であるが、鑑定に関する記述は「御刀剣台帳」の本義的な活用方法とは性格を異にする。すなわち、保存を前提とした台帳利用から、刀剣類の美術的価値や刀匠に関する考察も含めた台帳利用へ変化したと評価できる。このような鑑定や等級の設定を行った人物については、土屋家内の人物とも家扶とも断定し得ないが⁴⁶⁾、「御刀剣台帳」が刀剣管理のみではなく、刀剣鑑賞時の記録としても活用された点は特筆しておきたい。

おわりに

本稿ではアーカイブズと「モノ資料」の関係を通して、土浦藩主を務めた子爵土屋家における刀剣管理と、それに伴う文書実践（記録作成）の事例を検討した。最後に本稿の要点をまとめておきたい。

土屋家は家政を司る家職のうち、家令・家扶、女中頭、家政協議員らが文書作成に携わっていた。このうち家令は㊦土屋家の収支決算書の作成・管理、㊧土屋家印章が収められた鍵の保管、㊨家譜や家範等の保管、家扶は㊩家印の保管、㊪日誌の作成、㊫女中頭が作成する物品購入帳簿の検閲、㊬重器宝物の保管と記録作成、家政協議員は㊭家政協議員会の議事録作成、㊮収支帳簿や現金、証書等の検査、㊯決算書の諮詢と検査を主に担当していた。これら業務における文書作成については「土屋家規程」において規定されていた。

本稿では土屋家における文書実践の事例について、刀剣管理を基にした分析を試みた。「土屋家規程」により、刀剣管理は家扶が行うべき毎年の職務と規定されており、管理時には台帳

44) 千田稔によれば、明治36年において土屋家は借入金が入収入の50%を占めていたほか、十五銀行を中心とする有価証券収入が、三津輪銀行収入の約2倍を占めていたことを指摘し、土屋家は必ずしも安定的な収入構造を確立できていなかったとする（前掲註14千田論文「華族資本の成立・展開」）。このことを踏まえると、土屋家は刀剣をはじめとする道具類の売却を見込んでいた可能性がある。現に大正14年(1925)10月1日には土屋家旧蔵品の入札会が東京美術倶楽部で開催されている（「子爵土屋家御蔵品入札目録」土浦市立博物館所蔵）。

45) ここでいう「再度鑑定」とは、折紙が付されたのちに行われた鑑定行為のことを指す。

46) 土浦藩土屋家13代当主である土屋尹直は、昭和52年(1977)に石井昌国から『正本 土屋押形』の序文校正を依頼されている（『『正本 土屋押形』刊行に際しての序文校閲依頼につき書状』土浦藩関係文書103）。『正本 土屋押形』は『刀剣銘字大鑑 原拓土屋押形』の名で雄山閣から1997年に刊行された。

との照合が必要であった。「御刀剣台帳」に記載された刀剣類は刀箆筒に容れて保管されており、各刀剣類の袋には台帳番号が付された木札が据えられていた。この木札の番号を基に「御刀剣台帳」と照合し、移動や紛失の有無を確認していた。照合が済むと、「御刀剣台帳」に確認済みを示す印を記載するという過程を例年繰り返していた。また「御刀剣台帳」には保存を示す記載も確認できた。これは20世紀のある時点で、土屋家が今後保存すべき刀剣類を選別していたことを示唆している。一方、「御刀剣台帳」には後筆で刀剣類の鑑定・評価に関する記載がなされていた。これについては、管理台帳としての用途に加え、鑑定・評価といった鑑賞も含めた用途へ変化した可能性を指摘した。

刀剣は美術品としての価値が高いがゆえに、刀匠に関する分析や、作風の変遷、伝来などの関心が多くを占め、どのように保管されてきたのかという点については、比較的関心が薄かったきらいがある。一方、アーカイブズ資源研究では文書の作成・保管・選別に関する分析が進んできた。本稿で検討した内容は、刀剣のみならず、他の「モノ資料」においても今後応用できる余地があると筆者は考えている。本稿や松代藩真田家の事例⁴⁷⁾により、これまで対象とされてこなかった「モノ資料」の伝来や保管に伴う文書実践も、アーカイブズ資源研究の範疇で捉えることができよう。

本稿は2022（令和4）年度人間文化研究機構広領域連携型基幹研究プロジェクト「横断的・融合的地域文化研究の領域展開：新たな社会の創発を目指して」国文学研究資料館ユニットにおける研究成果の一部である。なお、本稿執筆にあたっては西村慎太郎氏（国文学研究資料館教授）よりご助言を賜った。末筆ながら記して感謝申し上げたい。

47) 前掲註8 原田論文「松代藩の「城附諸道具」、同「真田家伝来の大名道具と道具帳」、前掲註9 浅倉論文「松代城地の払下と真田家の道具類宝物の管理」。

別表1 「土屋家規範」における文書作成・管理に関する条項一覧

条数	内容	修正後	対象
第五条	家政協議員会ハ議事録ヲ製シ議事ノ顛末ヲ記載シ置クヘシ		家政協議員
第八条	家政協議員ハ収入支出ノ帳簿現金及証書等時々検査スヘシ		家政協議員
第九条	家政協議員ハ三津輪銀行及土屋農場定期決算ノ際金櫃帳簿ヲ検査スヘシ、但臨時検査ヲナスモ妨ケナシ		家政協議員
第二十六条	家職交替ノトキハ其担当セル事務ノ引継受ヲナシ、終了ノ上ハ其旨ヲ家令ハ家主ニ、家扶ハ家令ニ、家従ハ家扶ニ連署申告スヘシ、但各其保管ニ係ル物件ニ付テハ引継受ノ証ヲ領置スヘシ		家職
第二十九条	家職ハ家政協議員ヨリ収入支出ノ帳簿現金及証書等検査ノ請求アルトキハ、何時ニテモ之ニ応スヘシ		家職/家政協議員
第三十四条	家主ノ印章ハ鎖鑰アル櫃中ニ納メ、家主之ヲ保管シ其鎖鑰ハ家令ニ於テ保管スルモノトス、但押捺ヲ要スルトキハ、必ス家主ノ面前ニ於テスベシ		家令
第三十六条	家令ハ毎年収入支出予算及決算書ヲ製シ、家主ノ裁許ヲ受ケ家政協議員ニ諮詢ノ手續ヲナスヘシ		家令/家政協議員
第三十七条	家令ハ重器宝物及家譜家範其他諸証券等ハ最モ鄭重ニ保管スヘシ		家令
第四十条	家扶ハ家印ヲ保管スヘシ		家扶
第四十一条	家扶ハ日誌簿ヲ製シ、日常ノ事項ヲ細大記録シ置クヘシ		家扶
第四十二条	家扶ハ財産目録并什器及図書ノ台帳ヲ製シ、異動アル毎ニ加除訂正スヘシ	家扶ハ財産目録并重品宝物其他器具書幅ノ台帳ヲ製シ、異動アル毎ニ加除訂正ス（行）ベシ	家扶
第四十四条	什器及図書ハ都テ毎年一回台帳ニ対照シ、又ハ虫害毀損等ナキ様注意ヲ要スヘシ	重器宝物其他器具書幅ハ、毎年秋季ニ於テ必ス台帳ニ対照シ、虫干手入ヲ要スベシ	(家扶)
第五十二条	女中頭ハ食料其他日常品ノ購入ヲナシ、其都度帳簿ニ記載スヘシ		女中頭
第五十三条	前条ノ帳簿ハ毎月一回家扶ノ検閲ヲ受クヘシ		女中頭/家扶
第七十一条	毎年一月三十一日ヲ以テ前年度ノ収支ヲ締切り、決算書ヲ調製シ家政協議員会ノ検査ヲ受クベシ、但決算ノ形式ハ別ニ之ヲ定ム	第七十一条 毎年一月三十一日ヲ以テ毎年度ノ収支ヲ締切、第六号式ニ依リ決算書ヲ調製シ、家政協議員会ノ検査ヲ受クベシ	(家令)/家政協議員
第八十条	経費ノ収支ハ必ス証憑書ニ依リ取扱フベシ、但証憑書ヲ徴スルコトヲ得サルモノハ、会計主任ニ於テ之ヲ証明スルニ足ルヘキ書面ヲ作製スベシ		(家令)
第八十一条	入支出ヲ整理スル為メ、左ノ帳簿ヲ備ヘ置クモノトス、一 現金受払簿、一 歳入整理簿、一 歳出整理簿、一 歳入出計算書	収入支出ヲ整理スル為メ第七号式乃至第十号式ノ帳簿ヲ備ヘ置クモノトス	(家令)

出典：明治36年～大正5年「家政協議員関係綴」（国文学研究資料館所蔵常陸国土浦土屋家文書679）

註1：「内容」は上記出典のうち「土屋家規程」（明治36年6月1日施行）7～21コマを基に記載した。

註2：明治36年5月31日「答申書」（「家政協議員関係綴」35～39コマ）のうち「規程修正案」を基に記載した。

別表2 「御刀剣台帳」一覧

No	分類	欄上部記載	台帳番号	銘欄上記載	銘	銘下黒点	摘要	摘要欄下部記載	表作成者備考	所蔵
1	御刀	昭和六年一月十九日国宝	壹番	赤点/✓/✓/黒点	守家	2	家綱公御成之節政直公於私邸賜之	甲/✓/✓/赤丸/黒丸		○
2	御刀	昭和八年十月三十一日重要美術/昭和十二年五月廿五日国宝	貳番	赤点/✓/✓/黒点	信房	3		甲/✓/✓/赤丸/黒丸		○
3	御刀	昭和十四年九月六日重要美術/(鉛)貳等	参番	赤点/✓/✓/黒点	国綱	3	(鉛)刃カラミアリ	乙/✓/✓/赤丸		
4	御刀	保存/(鉛)貳	四番	赤点/✓/✓	真守	3	(鉛)銘疑アリ ツカレ 是後長門ノ疑アリ	丙/✓/✓/赤丸		○
5	御刀	昭和九年一月三十日国宝	五番	✓/✓	則宗	2	(鉛)□子 ツカレ	乙	赤二重線にて削除	□
6	御刀	保存/(鉛)貳乙	六番	赤点/✓/✓	包平	3	(鉛)元禄折紙 極よし	甲/✓/✓/赤丸		○
7	御刀	保存/(鉛)貳等	七番	✓/✓	正宗				赤二重線にて削除	
8	御刀	昭和十四年九月六日重要美術	八番	赤点/✓/✓/黒点	国光	3		✓/✓/赤丸		○
9	御刀	保/(鉛)貳等	九番	✓/✓	真宗	2	(鉛)鋒子下	✓	赤二重線にて削除	
10	御刀	保/(鉛)参等	拾番	✓/✓	影法師 左	1	右衛門尉持之(銀象嵌)	乙	赤一重線にて削除	新
11	御刀	(鉛)参上	拾壹番	✓/✓/赤/黒点	則重	3	(鉛)少し出る 景禄折紙	乙/赤丸/✓/✓		
12	御刀	昭和八年十月三十一日重要美術/昭和十六年七月三日国宝	拾貳番	✓/✓	景光 長銘	1	備前国長船住景光 元弘四年二月日	甲/上/✓/✓/赤丸	赤二重線にて削除	
13	御刀	(鉛)貳等	拾参番	✓/✓/赤/黒点	景光(二字銘)	2	(鉛)二枚あり	✓/赤丸		○
14	御刀	昭和十年十二月十八日重要美術/昭和十二年五月廿五日国宝	拾四番	✓/✓/青/黒点	恒次	2		甲/✓/✓/赤丸/黒丸		○
15	御刀	保/(鉛)貳乙	拾五番	✓/✓/青/赤	元重	2		乙/✓/✓/赤丸/黒丸		○
16	御刀	(鉛)貳等乙	拾六番	✓/✓/青/黒点	元重	2	(鉛)真享折紙 極よし	丙/✓/✓/赤丸/黒丸		○
17	御刀	(鉛)貳等乙	拾七番	✓/✓/赤/黒点	重真	2	(鉛)延享折紙 錆 帽子 深し	丙/✓/✓/赤丸		○
18	御刀	(鉛)貳等乙	拾八番	✓/✓/赤/黒点	末左 吉貞	2	(鉛)少し不足 ?(マ) 元□也	丙/✓/✓/赤丸		○
19	御刀	重要美術/(鉛)貳	拾九番	✓/✓	吉岡一文字 則房	1		乙/✓/赤丸	赤二重線にて削除	
20	御刀	保/(鉛)貳等乙	貳拾番	✓/✓/青/黒点	貞清	2	(鉛)正徳折紙 極よし	✓/✓/赤丸		○
21	御刀	保/(鉛)貳等乙	貳拾壹番	✓/✓/赤/黒点	大和志津	2	(鉛)宝永折紙 極よし 帽子ニ疵	丙/✓/✓/黒丸/赤丸		○
22	御刀	重要美術/(鉛)貳等 参上	貳拾貳番	✓/✓/赤/黒点	貞次	2		丙/✓/✓/赤丸		○
23	御刀	保/(鉛)貳等乙	貳拾参番	✓/✓/赤/黒点	無銘 吉次	2	(鉛)×不足	丙/赤丸		○
24	御刀	保/(鉛)参上	貳拾四番	✓/✓/赤/黒点	長谷部	2	(鉛)真享折紙 極よし	丙/✓/赤丸		○
25	御刀	昭和十四年九月六日重要美術/(鉛)貳等	貳拾五番	✓/✓/赤点/黒点	景安 二字銘	2		乙/✓/✓/赤丸		○
26	御刀	昭和十四年九月六日重要美術/(鉛)貳等	貳拾六番	✓/✓/赤点	景安 長銘	2	備前国住人景安作	乙/赤丸/✓		○
27	御刀	(鉛)貳等乙	貳拾七番	✓/✓/赤点	景光 無銘	2		✓/赤丸		○
28	御刀	(鉛)雑なし 参等甲	貳拾八番	✓/✓/赤/黒点	延寿 国吉	2	(鉛)宝永折紙 極よし 小錆	✓/赤丸		○
29	御刀	(鉛)折紙寸法異ナル 参等	貳拾九番	✓/✓/赤/黒点	延壽 国時	2	(鉛)少し不足 □□錆アリ□□□□ 備前物ラシ 宝永折紙	赤丸/✓/✓		○
30	御刀	重要美術/(鉛)参上	参拾番	✓/✓/赤/黒点	左弘行	2	(鉛)真享 極よし	赤丸/✓/✓		○
31	御刀	四〇ト見合ヨキ刀/保存/(鉛)参上	参拾壹番	✓/✓/赤/黒点	無銘 正家	2	(鉛)古三原 斬込多し	赤丸/丙/✓		○
32	御刀	保/(鉛)参等ノ上	参拾貳番	✓/✓	國光 朱銘	1		乙	赤二重線にて削除	
33	御刀	保/(鉛)参上	参拾参番	✓/✓	兼元	1		乙	赤一重線にて削除	
34	御刀	(鉛)折紙寸法相違 参等	参拾四番	✓/✓/赤/黒点	兼元			丙/赤丸/✓		○
35	御刀	(鉛)折紙寸法異ル 四等	参拾五番	✓/✓/赤/黒点	國安	2	(鉛)千代鶴 足利	丙/赤丸/✓		○
36	御刀	(鉛)四等	参拾六番	✓/✓	勝光	1		丙	赤二重線にて削除	
37	御刀	(鉛)四ノ上	参拾七番	✓/✓/赤/黒点	法光	2		丙/赤丸/✓		○
38	御刀	保/(鉛)四ノ上	参拾八番	✓/✓	森弘			乙	赤一重線にて削除	
39	御刀	(鉛)江戸崎保持許可 五等	参拾九番	✓/✓/赤/黒点	宗圓	2	(鉛)足利	丙/赤丸		○
40	御刀	(鉛)参等上	四拾番	✓/✓/赤/黒点	三原無銘	2	(鉛)正徳折紙 古三原	丙/○/✓		○
41	御刀	保/(鉛)参等	四拾壹番	✓/✓	忠綱	1		丙	赤一重線にて削除	
42	御刀	保/(鉛)参等	四拾貳番	✓/✓/赤/黒点	国包	2		丙/赤丸		○
43	御刀	(鉛)参等	四拾参番	✓/✓/赤/黒点	吉貞	2	(鉛)元禄折紙 地荒少	丙/黒丸/✓		○
44	御刀	保/(鉛)参ノ乙	四拾四番	✓/✓/赤/黒点	氏信	2		丙/✓/赤丸		○
45	御刀	(鉛)四等	四拾五番	✓/✓/赤/黒点	助宗	2	(鉛)脇差 島田 助以下切	丙/赤丸		○
46	御刀		九拾六番	△	兼先	1	義直様御分家ニ付御譲		赤インク二重線にて削除	
47	御刀	昭和二十年三月二十一日於宝物殿 御拵附/殿様ヨリ和田虎雄へ被下	百番	✓/✓	國道	1			赤インク二重線にて削除	

近代における旧大名家の刀剣管理と記録作成（西口）

No.	分類	欄上部記載	台帳番号	銘欄上記載	銘	新下黒点数	摘要	摘要欄下部記載	作作者備考	所蔵
48	御刀		百六番	✓✓/青✓/ 黒点	清秀	2		赤丸		○
49	御刀	保	百九番	✓✓/青✓/ 黒点	信利	2				○
50	御刀		百拾七番	✓✓/青✓/ 黒点	風光 二尺 七寸二分	2				
51	御刀	昭和二十年三月二十一日 於宝物殿 御拵附/殿様 ヨリ主任鈴木俊へ被下	百四拾六番	✓✓	風光	1	竹意院様御遺品		赤インク二重線にて削除	
52	御小刀	保/(鉛)参等	四拾六番	✓✓/青✓	一文字則房	2	(鉛)享保折紙 少し不足	乙/赤点/黒丸/ ✓		
53	御小刀	(鉛)参ノ乙	四拾七番	✓✓/赤✓/ 黒点	康光	2		丙/赤点/✓		○
54	御小刀	(鉛)参ノ乙	四拾八番	✓✓/赤✓/ 黒点	盛光	2		丙/赤点		○
55	御小刀	(鉛)四等	四拾九番	✓✓/赤✓/ 黒点	兼定	2		乙/赤点		○
56	御小刀	(鉛)四等	五拾番	✓✓/赤✓/ 黒点	正近	2		丙/赤点/✓✓		○
57	御小刀	(鉛)四等	五拾壹番	✓✓/赤✓/ 黒点	外藤	2	(鉛)代下る	丙/赤点/✓		○
58	御小刀	(朱)昭和十二年九月一日、 御孫祥方主治医軍医 大尉医博熊谷已三郎氏、 日支事変出征ニ付錢別ト シテ御贈与(外表ノ保)	五拾貳番	✓✓	盛重	2	供奉劍ニ御拵エ、大正十四年八月三日出来		赤インク二重線にて削除/祥子は昭和9年1月9日生まれ、13代当主土屋尹直娘。	
59	御小刀	(鉛)四等	五拾参番	✓✓/赤点	信吉	2		赤点/✓		○
60	御小刀	(鉛)四ノ乙	五拾四番	✓✓/赤点/ 黒点	貞國	2		赤点		○
61	御小刀	(鉛)四ノ乙	五拾五番	✓✓/赤点/ 黒点	安廣	2		赤点		○
62	御脇差	保/(鉛)参	五拾六番	✓✓	米國光 無 銘	1		丙	赤二重線にて削除	
63	御脇差	(鉛)参甲	五拾七番	✓✓	吉房	1		丙	赤二重線にて削除	
64	御脇差	(鉛)参	五拾八番	✓✓/赤✓	志津	2	(鉛)宝永三年折紙 極よし	赤丸/丙/✓		○
65	御脇差	(鉛)参	五拾九番	✓✓/赤✓/ 黒点	秀光	2		赤点/丙		○
66	御脇差	(鉛)参	六拾番	✓✓/赤✓/ 黒点	兼長 無銘	2		赤点/丙		○
67	御脇差	(鉛)参乙	六拾壹番	✓✓/赤✓/ 黒点	友重	2		赤点/丙/✓		○
68	御脇差	(鉛)参乙	六拾貳番	✓✓/赤✓	康光	2		赤点/丙/✓		○
69	御脇差	(鉛)四	六拾参番	✓✓/赤✓/ 黒点	吉則	2		赤点/丙		○
70	御脇差	(鉛)四	六拾四番	✓✓/赤✓/ 黒点	正興	2		赤点/✓		○
71	御脇差	(鉛)四	六拾五番	✓✓	一乘	1		丙	赤二重線にて削除	
72	御脇差	(鉛)四甲	六拾六番	✓✓/赤✓/ 黒点	清綱	2	(鉛)足利	丙/赤点		○
73	御脇差	(鉛)四甲	六拾七番	✓✓/赤✓/ 黒点	祐光 (鉛) 文政元年	2	(鉛)昔子よし 錆	赤点/乙		○
74	御脇差		六拾八番	△	忠光	1	義直様御分家ニ付御譲		赤インク二重線にて削除/義直は明治19年9月27日生まれ、11代当主土屋拳直次男。	
75	御脇差	(鉛)四甲	六拾九番	✓✓/赤✓/ 黒点	忠光	2		赤点/丙		○
76	御脇差	(鉛)参	七拾番	✓✓/赤✓	兼氏	2	(鉛)貞享折紙 深請(マ、錆カ)	赤点/丙/✓		○
77	御脇差	(鉛)参乙	七拾壹番	✓✓/赤✓/ 黒点	久光	2		赤点/丙		○
78	御脇差	(鉛)四	七拾貳番	✓✓	忠廣	1		丙	赤二重線にて削除	
79	御脇差	(鉛)四	七拾参番	✓✓/赤✓/ 黒点	廣行	2		赤点/丙/✓		○
80	御脇差	(鉛)四乙	七拾四番	✓✓/赤✓	備前無銘 直刃	2		赤点/丙		
81	御脇差	(鉛)保存許可/(鉛)四乙	七拾五番	✓✓/赤✓	備前無銘 乱	2		丙		
82	御脇差	(鉛)五	七拾六番	✓✓/黒点	無名 師光	1	甘露寺伯爵令嗣御出征ニ付被進 昭和十四年九月八日	丙	赤インク二重線にて削除	
83	御脇差	(鉛)番外	七拾七番	✓✓/赤✓/ 黒点	無名菊紋 烈公御作	2		赤点/丙		○
84	御脇差		百参拾五番	✓✓/赤✓/ 青✓/黒点	壽命	2				○
85	御脇差		百四拾七番	✓✓/赤✓/ 青✓/黒点	風光	2	竹意院様御遺品			○
86	御短刀	保/✓	七拾八番	✓✓	信國	1		甲	赤二重線にて削除	
87	御短刀	昭和十四年九月六日重要 美術	七拾九番	✓✓	則重	1		甲	赤一重線にて削除	
88	御短刀		八拾番	△	國俊 七寸 七分		明治四十五年四月十九日 邦子様相馬家へ御縁付ノ節御持込		赤インク二重線にて削除/邦子は11代当主土屋拳直娘、12代土屋正直妹。相馬孟胤夫人。	

No.	分類	欄上部記載	台帳番号	銘欄上記載	銘	新下黒点数	摘要	摘要欄下部記載	表作成者備考	所蔵
89	御短刀	保	八拾壹番	✓/青✓	米國俊 八寸一分半	2	(鉛)宝永折紙 地荒少々	甲/赤点/✓		○
90	御短刀	保	八拾貳番	✓/青✓	米國俊 九寸一分半	2	(鉛)宝永 地荒少々 打込少々	甲/赤点/✓		
91	御短刀	保/(鉛)仮式	八拾参番	✓✓	新藤吾國光	1		甲	赤一重線にて削除	○
92	御短刀	昭和十年十二月十八日重要美術/昭和十二年五月廿五日国宝	八拾四番	✓/赤/黒点	行弘	2		赤点/黒丸/✓		○
93	御短刀		八拾五番	✓/赤/黒点	吉光	2	(鉛)土佐吉光	赤点		○
94	御短刀		八拾六番	✓✓	家次	2				○
95	御短刀	保	八拾七番	✓✓	興里 小柄大形	1			赤二重線にて削除	
96	御短刀		八拾八番	✓/赤/黒点	清光	2		赤点/丙		○
97	御短刀	✓	八拾九番	✓/赤/黒点	盛次	2		赤点/丙		
98	御短刀	✓	九拾番	✓/赤/青/黒点	兼永	2		赤点/丙		○
99	御短刀		九拾壹番	✓/赤/黒点	兼舛	2		赤点/丙		○
100	御短刀		九拾貳番	✓/青/黒点	祐定	2		赤点/丙		○
101	御短刀	内一口保存	九拾参番	✓/赤/黒点	齊昭公御作 九寸一分	2		赤点		○
102	御短刀	内一口保存	九拾四番	✓/青/黒点	同(齊昭公御作) 八寸四分	2		赤点		○
103	御短刀	内一口保存	九拾五番	✓/青/黒点	同(齊昭公御作) 九寸四分	2		赤点		○
104	番外	昭和十三年六月十三日不日義弥様陸軍軍医少将御任官ニ付御祝トシテ研上候、軍刀外装ヲ施シ被進之	番外 壹番	✓	忠光 刀		金着二枚鍔、金着切羽、花菱透鉄鍔、緑頭鉄草花蝶、目貫赤銅二牛革、柄糸黒蛇腹、鶏目金、鞘黒色、紋散		義弥は土屋義弥、12代土屋正直分家、獣医少将、徳川好敏の娘佐和子を妻に迎える。	
105	番外		番外 貳番	✓/青/黒点	助宗 刀	1/✓	金着鍔、金着切羽各二枚、南蛮鉄鍔、緑頭赤銅牡丹、目貫金竜虎、柄糸赤、鶏目金、鞘磯草塗	赤点/✓		○
106	番外		番外 参番	✓/青/黒点	貞國 脇指	1/✓	金着鍔二枚、金着切羽二枚、菊透鉄鍔、緑四分一桜形頭角、目貫赤銅松葉二蜘蛛、柄糸黒、鶏目金、鞘	✓		○
107	御鞘	(付箋)「御品札「一番大小」トアリ、「守家」トナシ、又御刀ニ不合ノ御品ナリ、之レヲ削除シ、番外一番二組入ル、方適當ナルベシ」	壹番	✓/赤✓	守家 大小	2	(鉛)鮫塗 刀ニ不合 守家ニ非ラザルベシ		赤インク二重線にて削除、「(番外一番二移ス)」とあり。	
108	御鞘		七番	✓	正宗	2	銀造、竜高彫、萩谷勝平作		赤二重線にて削除	
109	御鞘		八番	✓/赤✓	國光	2	蝋色			○
110	御鞘		拾番	✓	影法師	2	うるみ朱刻、鎧、延命袋		赤二重線にて削除	新
111	御鞘		拾壹番	✓/赤✓	則重 替鞘付	4	蝋色、(鉛)石地塗			
112	御鞘		貳拾四番	✓/赤✓	長谷部	2	錦黒塗、鯉口、栗形、剛金、鎧、赤銅魚子色絵			○
113	御鞘		貳拾七番	✓/青✓	景光	2	石地塗、九曜御紋散			○
114	御鞘		貳拾八番	✓	延壽	2	蝋色			
115	御鞘		参拾番	✓	左弘行 替鞘付	4	蝋色、黒曲々貝入			○
116	御鞘		参拾四番	✓/赤✓	兼元	2	蝋色			○
117	御鞘		六拾四番	✓/赤✓	正興	2	蝋色、鶏目、金			○
118	御鞘		六拾六番	✓	清綱	3	石地塗、九曜御紋散			○
119	御鞘		八拾四番	✓/赤✓	行弘	2	青貝入、コボレ松葉			○
120	御鞘		八拾五番	✓	吉光	2				○
121	御鞘		九拾参番	✓/黒点	齊昭公御作	2	桜皮塗			○
122	御鞘番外		壹番	青/赤✓	御替鞘 大小		鮫塗		赤斜線にて削除	
123	御鞘番外		貳番	✓/青✓	御替鞘 大小	4	(鉛)花カイヤキ、包平ト志津?		赤斜線にて削除	
124	御鞘番外		参番	✓	同(御替鞘) 大小	4			赤斜線にて削除	
125	御鞘番外		四番	✓	同(御替鞘) 脇差	2	(鉛)花カイヤキ片身、兼とし紋?、片身替		赤斜線にて削除	
126	御鞘番外		五番	✓	同(御替鞘) 脇差	2	(鉛)千銀塗		赤斜線にて削除	
127	御鞘番外		六番	✓	同(御替鞘) 短刀	2	(鉛)栗形炒		赤斜線にて削除	
128	御鞘番外		七番	✓	同(御替鞘) 短刀	2			赤斜線にて削除	
129	御鞘番外		八番	✓	同(御替鞘) 太刀	2	(鉛)鞘巻、梨地三石九曜		赤斜線にて削除	
130	御鞘番外		九番	✓	同(御替鞘) 太刀	2	(鉛)梨地、九曜三石散紋		赤斜線にて削除	

近代における旧大名家の刀剣管理と記録作成（西口）

No.	分類	欄上部記載	台帳番号	銘欄上記載	銘	新下黒点数	摘要	摘要欄下部記載	表作成者備考	所蔵
131	御鞘番外			✓	御替鞘 刀 四本	1			赤斜線にて削除	
132	御鞘番外			✓	同(御替鞘) 脇差短刀 拾四本	1			赤斜線にて削除	
133	御鞘番外			✓✓	薬冊 大小	4			赤斜線にて削除	
134	御鞘番外		八番		御替鞘附 大小拵	1	番外鐔ノ終へ移記す		赤インク二重線にて削除	
135	御鞘番外		九番		同(御替鞘 附 大小 拵)	1	同(番外鐔ノ終へ移記す)		赤インク二重線にて削除	
136	御鐔	赤丸	壹番	✓/青✓	守家	2	赤銅毛彫葵御紋	赤丸		○
137	御鐔		貳番	✓/青✓	信房	2	鉄釈迦師 正次作	赤丸		○
138	御鐔		五番	✓	則宗	2	赤銅魚子金小緑金桐御紋散		赤二重線にて削除	□
139	御鐔		六番	✓/青✓	包平	2	四分一鶴仙人 政隆作			○
140	御鐔		七番	✓	正宗	2	赤銅竜透 一柳友善作 金鶏目添		赤二重線にて削除	
141	御鐔		同(七番)	✓	替鞘付 予 備	2	四分一竜高彫 萩谷勝平作		赤二重線にて削除	
142	御鐔		八番	✓/青✓	國光	2	赤銅無地			
143	御鐔		九番	✓	貞宗	2	鉄丸菊花透 房吉作			
144	御鐔		拾番	✓	左 影法師	2	鉄撫雲龍彫 一琴作		赤二重線にて削除	新
145	御鐔		拾壹番	✓/青✓	則重	2	赤銅無地	赤丸		
146	御鐔		拾貳番	✓	景光	2	鉄撫子透 越前記内作		赤二重線にて削除	
147	御鐔		拾參番	✓/青✓	景光	2	鉄無垢木瓜形大切羽共	赤丸		○
148	御鐔		拾四番	✓/青✓	恒次	2	鉄菊葉透	赤丸		○
149	御鐔		拾五番	✓/青✓	元重	2	鉄獅子高彫金象眼裏金	赤丸		○
150	御鐔		拾六番	✓/青✓	元重	2	鉄重ネ菊 江府辰寿作	赤丸		○
151	御鐔		拾七番	✓/青✓	重真	2	赤銅魚子 東藁齊作	赤丸		○
152	御鐔		拾九番	✓	吉岡一文字	2	銀無垢三枚波彫		赤二重線にて削除	
153	御鐔		貳拾番	✓/青✓	貞清	2	四分一椿花 江府辰直作	赤丸		○
154	御鐔		貳拾壹番	✓/青✓	大和志津	2	鉄花菱透	赤点		○
155	御鐔		貳拾貳番	✓/青✓	貞次	2	鉄矢車 江府辰寿作	赤点		○
156	御鐔	(鉛)切羽ナシ	貳拾參番	✓/赤✓	無銘 吉次	2	素赤象 政隆作	赤点		○
157	御鐔		貳拾四番	✓/青✓	長谷部	2	鉄桐高彫金象眼 江州彦根入山嘉 (赤インク訂正「善」)知作	赤点		○
158	御鐔		貳拾五番	✓/赤✓	景安	2	赤銅日足透金覆輪	赤点		○
159	御鐔		貳拾六番	✓/赤✓	景安	2	鉄三羽鶴	赤点		○
160	御鐔		貳拾七番	✓/青✓	景光	2	鉄透	赤点/黒丸		○
161	御鐔		貳拾八番	✓/青✓	延寿	2	赤銅無地			
162	御鐔		貳拾九番	✓/赤✓	延寿	2	鉄(赤インク二重線にて削除「網代鈴 虫」)草二露	赤点		○
163	御鐔		參拾番	✓/青✓	左弘行	2	赤銅無地	赤点		○
164	御鐔		參拾壹番	✓/赤✓	無銘 正家	2	鉄撫角無地	赤点		○
165	御鐔		參拾貳番	✓	國光	2	鉄牡丹透 高橋正次作		赤二重線にて削除	
166	御鐔		參拾參番	✓	兼元	2	赤銅無地金覆輪		赤二重線にて削除	
167	御鐔		參拾四番	✓/赤✓	兼元	2	鉄金柳銀鷲 裏岩波 後藤清乗作	赤点		○
168	御鐔		參拾五番	✓/赤✓	国安	2	赤銅唐草三石九曜御紋	赤点		○
169	御鐔		參拾六番	✓	勝光	2	鉄竜目透		赤二重線にて削除	
170	御鐔		參拾七番	✓/赤✓	法光	2	鉄芦翡翠 金家作	赤点		○
171	御鐔		參拾八番	✓/赤✓	森弘	2	赤銅太刀木瓜 大切羽赤銅金小緑九 曜御紋		赤二重線にて削除	
172	御鐔		參拾九番	✓/赤✓	宗圓	2	革蠟色時絵 蟻蜂車作者勝毛齊	赤点		○
173	御鐔		四拾壹番	✓	忠綱	2	南蛮鉄緑銀象眼唐草獅子		赤二重線にて削除	
174	御鐔		四拾貳番	✓/赤✓	国包	2	赤銅魚子福祿寿 柳川直春作	赤点		○
175	御鐔		四拾參番	✓/赤✓	吉貞	2	鉄葉菊透 長州常信作			○
176	御鐔		四拾四番	✓/赤✓	氏信	2	赤銅無地	赤点		○
177	御鐔		四拾五番	✓/赤✓	助宗	2	鉄桜花透	赤点		○
178	御鐔		四拾六番	✓/赤✓	一文字則房	2	赤銅龍葉透金覆輪 彦根宗典作	赤点		
179	御鐔		四拾七番	✓/赤✓	康光	2	赤銅扇透金覆輪 正阿弥吉作	赤点		○
180	御鐔		四拾九番	✓/赤✓	兼定	2	赤銅松葉透	赤点		○
181	御鐔		五拾番	✓/赤✓	正近	2	赤銅魚子色絵菊高彫金覆輪	赤点		○
182	御鐔		五拾壹番	✓/赤✓	外藤	2	赤銅片木目金覆輪 埋忠作	赤点		○
183	御鐔		五拾貳番	✓	盛重	2	赤銅七宝透金覆輪		赤二重線にて削除	
184	御鐔		五拾參番	✓/赤✓	信吉	2	赤銅百寿百福金象眼 奈良利永作	赤点		○
185	御鐔		五拾四番	✓/赤✓	貞國	2	赤銅無地	赤点		○
186	御鐔		五拾五番	✓/赤✓	安廣	2	赤銅片木目金覆輪	赤点/黒丸		○
187	御鐔		五拾六番	✓	來國光	2	鉄丸 清明判 (鉛)星形竹透彫		赤二重線にて削除	
188	御鐔		五拾七番	✓	吉房	2	鉄牡丹透 高橋正次作		赤二重線にて削除	
189	御鐔		五拾八番	✓/赤✓	志津	2	四分一鍾植鬼 政隆作	赤点		○
190	御鐔		五拾九番	✓/赤✓	秀光	2	鉄釈迦師 正次作	赤点		○
191	御鐔		六拾番	✓/赤✓	兼長	2	四分一木瓜形宝尺 磯部一秀作	赤点		○
192	御鐔		六拾壹番	✓/赤✓	友重	2	鉄竜高彫 榮寿作	赤点		○
193	御鐔		六拾貳番	✓/赤✓	康光	2	赤銅菊葉透	赤点		○
194	御鐔		六拾參番	✓/赤✓	吉則	2	鉄丸竹節透	赤点		○
195	御鐔		六拾四番	✓/赤✓	正興	2	鉄篆書十二支透	赤点		○
196	御鐔		六拾五番	✓	一乘	2	赤銅無地金覆輪		赤線にて削除	
197	御鐔		六拾六番	✓/青✓	清綱	2	鉄丸透銀覆輪	赤点		○

No.	分類	欄上部記載	台帳番号	銘欄上記載	銘	新下黒点数	摘要	摘要欄下部記載	表作成者備考	所蔵
197	御鐔		六拾七番	✓/赤✓	祐光	2	鉄矢車 正方作	赤点		○
198	御鐔	義直様御分家ニ付御譲	六拾八番		忠光	2	四分一椿花 江府住辰直作		赤インク二重線にて削除	
199	御鐔		六拾九番	✓/赤✓	忠光	2	鉄菊彫 長州正周作			○
200	御鐔		七拾番	✓/赤✓	兼氏	2	鉄唐草金象眼金覆輪 久重作	赤点		○
201	御鐔		七拾貳番	✓	忠広	2	鉄筈目透		赤二重線にて削除	
202	御鐔		七拾参番	✓/赤✓	広行	2	鉄桐透	赤点		
203	御鐔		七拾五番	✓	備前無銘	2	鉄透	赤点		
204	御鐔	(朱)甘露寺伯爵令嗣御出征ニ付被遣、昭和十四年九月六日	七拾六番	✓	無銘	2	鉄重ネ菊 江府辰寿作		赤インク二重線にて削除/甘露寺伯爵令嗣は甘露寺受長の子親房	
205	御鐔		七拾八番	✓	信国	2	赤銅飯櫃無地		赤線にて削除	
206	御鐔		八拾貳番	✓/赤✓	米國俊	2	四分一柳牛 泰山元暉作	赤点		
207	御鐔		八拾五番	✓/赤✓	吉光	2	赤銅無地	赤点		
208	御鐔		九拾壹番	✓/赤✓	兼升	2	四分一片木目蠅牛 安親作	赤点		○
209	御鐔		九拾参番	✓/赤✓	齊昭公御作	2	四分一噴出シ桜高彫	赤点		○
210	御鐔	義直様御分家ニ付御譲	九拾六番		兼先	2	赤銅無地		赤インク二重線にて削除	
211	御鐔	(朱)「御刀」参照	百番	✓	国道	2	鉄根芹象眼 国友貞栄作		赤インク二重線にて削除	
212	御鐔		百六番	✓	清秀	2	鉄稲穂透 武州正豊作	赤点		○
213	御鐔		百九番	✓	信利	2	赤銅牡丹透	赤点		○
214	御鐔	御鐔番外へ移記ス	百拾壹番	✓	直邦(直邦刀ハ御廻分ノ御品)	2	鉄銀杏透 江府辰寿作		赤インク二重線にて削除	
215	御鐔	同前 御鐔番外へ移記ス	同(百拾壹番)	✓	直邦(同右直邦刀ハ御廻分ノ御品)	2	鉄稲穂透(稲穂脇「銀杏」) 武州正豊作 (正豊脇「同人作」)		赤インク二重線にて削除	
216	御鐔		百拾七番	✓	胤光	2	鉄搦角大切羽赤銅			
217	御鐔		百参拾五番	✓	寿命	2	赤銅無地金覆輪			○
218	御鐔	(朱)「御刀」参照	百四拾六番	✓	胤光	2	鉄木ノ葉透金覆輪		赤インク二重線にて削除	
219	御鐔		百四拾七番	✓	胤光	2	鉄木ノ葉透金覆輪			
220	御鐔		八番	✓	御替鞘 附 屬太刀拵	2	桐文散シ	番外鐔ノ部へ	赤インク二重線にて削除	
221	御鐔		九番	✓	同(御替鞘 附 屬太刀拵)	2	九曜三石御紋付	同右 番外鐔ノ部へ	赤インク二重線にて削除	
222	御鐔番外		壹番	黒点/✓		1	金無垢魚子波千鳥 切羽金着七箱入		赤斜線にて削除	
223	御鐔番外		貳番	黒点/✓		1	赤銅喰ミ山シ銀覆輪		赤斜線にて削除	
224	御鐔番外		参番	黒点/✓		1	鉄木瓜形菊花透		赤斜線にて削除	
225	御鐔番外		四番	黒点/✓		1	四分一木瓜波		赤斜線にて削除	
226	御鐔番外		五番	黒点/✓		1	四分一五岳印 武清作		赤斜線にて削除	
227	御鐔番外		六番	黒点/✓		1	四分一礪 長常作		赤斜線にて削除	
228	御鐔番外		七番	黒点/✓		1	鉄俠繫キ 佐州住利姓	甲乙14(鉛筆書き薄く判読不能)	赤斜線にて削除	
229	御鐔番外		八番	黒点/✓		1	鉄決明貝		赤斜線にて削除	
230	御鐔番外		九番	黒点/✓		1	鉄井桁		赤斜線にて削除	
231	御鐔番外		拾番	黒点/✓		1	鉄竜透		赤斜線にて削除	
232	御鐔番外		拾壹番	黒点/✓		1	鉄菊透		赤斜線にて削除	
233	御鐔番外		拾貳番	黒点/✓		1	鉄輪透		赤斜線にて削除	
234	御鐔番外		拾参番	黒点/✓		1	鉄薄石灯籠透 駿河卓良作		赤斜線にて削除	
235	御鐔番外		拾四番	黒点/✓		1	同断(鉄薄石灯籠透 駿河卓良作)		赤斜線にて削除	
236	御鐔番外		拾五番	黒点/✓		1	鉄木瓜透		赤斜線にて削除	
237	御鐔番外		拾六番	黒点/✓		1	鉄丸		赤斜線にて削除	
238	御鐔番外		拾七番	黒点/✓		1	同断(鉄丸)		赤斜線にて削除	
239	御鐔番外		拾八番	黒点/✓		1	鉄花菱透		赤斜線にて削除	
240	御鐔番外		拾九番	黒点/✓		1	鉄甲州百足撫角		赤斜線にて削除	
241	御鐔番外		貳拾番	黒点/✓		1	鉄(鉛筆「丸」)波ニ紅葉透(鉛筆「彫」)金象眼 武州(鉛筆「住」)正教作		赤斜線にて削除	
242	御鐔番外		貳拾壹番	黒点/✓		1	鉄八角形 長州萩住宣政作		赤斜線にて削除	
243	御鐔番外		貳拾貳番	黒点/✓		1	鉄波ニ紅葉透金象眼 武州正教作		赤斜線にて削除	
244	御鐔番外		貳拾参番	黒点/✓		1	鉄透		赤斜線にて削除	
245	御鐔番外		貳拾四番	黒点/✓		1	鉄丸形無地		赤斜線にて削除	
246	御鐔番外		貳拾五番	黒点/✓		1	鉄網代虫		赤斜線にて削除	
247	御鐔番外		貳拾六番	黒点/✓		1	鉄丸形無地		赤斜線にて削除	
248	御鐔番外		貳拾七番	黒点/✓		1	鉄雲紗綾形象眼		赤斜線にて削除	
249	御鐔番外		貳拾八番	黒点/✓		1	鉄透緑織目		赤斜線にて削除	
250	御鐔番外		貳拾九番	黒点/✓		1	鉄透		赤斜線にて削除	
251	御鐔番外		参拾番	黒点/✓		1	鉄柳編蝠透		赤斜線にて削除	
252	御鐔番外		参拾壹番	黒点/✓		1	鉄ニツ桐透		赤斜線にて削除	
253	御鐔番外		参拾貳番	黒点/✓		1	鉄透		赤斜線にて削除	
254	御鐔番外		参拾参番	黒点/✓		1	革		赤斜線にて削除	
255	御鐔番外		参拾四番	黒点/✓		1	革		赤斜線にて削除	
256	御鐔番外		八番		御替鞘附屬太刀拵		桐紋散		赤斜線にて削除	

近代における旧大名の刀剣管理と記録作成（西口）

No	分類	欄上部記載	台帳番号	銘欄上記載	銘	新下黒点数	摘要	摘要欄下部記載	表作成者備考	所蔵
257	御鐔番外		九番		同(御替鞘 附属 太刀 拵)		三石九曜御紋散		赤斜線にて削除	
258	御鐔番外		参拾五番				鉄銀杏透 江府辰寿作		赤斜線にて削除	
259	御鐔番外		参拾六番				鉄銀杏透 同(江府辰寿)作		赤斜線にて削除	
260	御柄前	黒点2	壹	✓/青✓	守家		(緑頭)頭(鉛「塗」)角 緑赤銅莢毛彫 (目貫)金莢色絵 (柄糸)茶色	赤丸		○
261	御柄前	黒点2	貳	✓/青✓	信房		(緑頭)頭(鉛「塗」)角 緑赤銅(鉛「銅 筋」) (目貫)色絵(金赤銅)土筆 (柄糸)紺色(鉛筆)「花色三分」	赤丸		○
262	御柄前	黒点2	五	✓	則宗		(緑頭)頭(鉛「塗」)赤銅色絵桐 緑同 (目貫)赤銅色絵桐 (柄糸)茶色		赤線にて削除	
263	御柄前	黒点2	六	✓/青✓	包平		(緑頭)頭(鉛「塗」)角 緑赤銅斜子水 仙(鉛筆「政隆」) (目貫)金蜻蛉 (柄糸)黒色	赤丸		○
264	御柄前	黒点2	七	✓	正宗		(緑頭)頭銀竜彫 緑同 (目貫)金三 石九曜 (柄糸)長門巻		赤線にて削除	
265	御柄前	黒点2	七	✓	同(正宗)		(緑頭)頭赤銅竜彫 緑同 一柳友善 (目貫)金竜(鉛筆「二代宗乗作」) (柄糸)黒巻		赤線にて削除	
266	御柄前	黒点2/御柄前番外へ移ス	八	✓	国光		(緑頭)頭赤銅桐紋散 緑同 (目貫) 赤銅桐紋散 (柄糸)勝色		赤インク二重線にて削 除/(上貼付箋)御品札 「八番」太刀替鞘付トア リ、国光トハナキ御品 ニシテ、又御刀ト全然 不合ノ御道具ナリ、依 テ此欄ヲ削除シ、御柄 前番外ノ部ニ移ス」	
267	御柄前	黒点2	八	✓✓(破損 取外シア リ)	国光		(緑頭)頭無 緑赤銅斜子 (目貫)色 絵莢 (柄糸)鯨	黒丸		○
268	御柄前	黒点2	九	✓	貞宗		(緑頭)頭角 緑赤銅漁狐時絵 (目 貫)赤銅大黒 (柄糸)茶		赤二重線にて削除	
269	御柄前	黒点2/御柄前番外へ移ス	九	✓	同(貞宗)		(緑頭)頭赤銅御紋散 緑同 (目貫) 金九曜三石御紋散 (柄糸)白鯨		赤インク二重線にて削 除/(上貼付箋)御品札 「九番」太刀替鞘付トア リ、貞宗トハナキ御品 ニシテ、又御刀ト全然 不合ノ御道具ナリ、依 テ此欄ヲ削除シ、御柄 前番外ノ部ニ移スコト トナセリ。」	
270	御柄前	黒点2	拾壹	青✓	則重		(緑頭)頭角 緑赤銅斜子 (目貫)色 絵莢 (柄糸)草色	赤丸		
271	御柄前	黒点2	拾貳		景光		(緑頭)頭鉄九曜 緑同 (目貫)赤銅 色絵十二支 (柄糸)茶		赤二重線にて削除	
272	御柄前	黒点2	拾参	✓/青✓	同(景光)		(緑頭)銀造 (目貫)金三石九曜	赤丸		○
273	御柄前	黒点2	拾四	✓/青✓	恒次		(緑頭)頭鉄竜目 緑同 (目貫)金獅 子(鉛「上」) (柄糸)黒	赤丸		○
274	御柄前	黒点2	拾五	✓	元重		(緑頭)頭鉄千鳥 緑 (目貫)金稲穂 (柄糸)茶	赤点/黒丸		○
275	御柄前	黒点2	拾六	✓	同(元重)		(緑頭)頭角 緑赤銅斜子鶯鶯 (目 貫)金竜 (柄糸)黒	赤点		○
276	御柄前	黒点2	拾七	✓/赤✓	重真		(緑頭)頭角 緑赤銅斜子莢 (目貫) 赤銅斜子莢 (柄糸)勝色	赤点		○
277	御柄前	黒点2	拾九	✓	吉岡一文字		(緑頭)頭金斜子 緑同 (目貫)金銀 鯉 (柄糸)白鯨		赤二重線にて削除	
278	御柄前	黒点2	貳拾	✓/青✓	貞清		(緑頭)頭四分一波二千鳥 緑赤銅梔 (鉛「誼」)葉 (目貫)赤銅三石九曜 (柄糸)黒	赤点		○
279	御柄前	黒点2	貳拾壹	✓/青✓	大和志津		(緑頭)頭鉄三石崩 緑同 (目貫)四 分一竜色絵竜(赤インク削除墨書訂 正)「四分一大形竜 スリ剥」(柄 糸)同(黒)	赤点		○
280	御柄前	黒点2	貳拾貳	✓/青✓	貞次		(緑頭)頭四分一蛤 緑同 (目貫)四 分一梅 スリ剥 (柄糸)白茶	赤点		○
281	御柄前	黒点2	貳拾参	✓/赤✓	無銘 吉次		(緑頭)頭四分一三石九曜 緑同 (目貫)金古今集三冊 (柄糸)黒	赤✓		○
282	御柄前	黒点2	貳拾四	✓/青✓	長谷部		(緑頭)頭角 緑赤銅斜子鶴 (目貫) 四分一蕪の花 (柄糸)勝色	赤点		○
283	御柄前	黒点2	貳拾四	✓/青✓	長谷部		(緑頭)頭赤銅斜子竜 緑同 (目貫) 金竜 (柄糸)紺	赤点		
284	御柄前	黒点2	貳拾五	✓/青✓	景安		(緑頭)頭角 緑銅斜子三石九曜 (目貫)金竜 (柄糸)紺	赤点		○
285	御柄前	黒点2	貳拾六	✓/青✓	景安		(緑頭)頭四分一波 緑赤銅大斜子 (目貫)金三石 (柄糸)茶	赤点/✓		○
286	御柄前	黒点2	貳拾七	✓/青✓	景光		(緑頭)頭四分一網代 緑同 (目貫) 赤銅桐 四分一鳳 (柄糸)茶	赤点		○
287	御柄前	黒点2	貳拾八	✓/赤✓	延寿		(緑頭)頭角 緑赤銅無地 (目貫)色 絵莢 (柄糸)茶			△
288	御柄前	黒点2	貳拾九	✓/赤✓	延寿		(緑頭)頭赤銅鱗子 緑同 (目貫)金 竜 (柄糸)黒	赤点		○
289	御柄前	黒点2	参拾	✓/赤✓	左 弘行		(緑頭)頭角 緑赤銅無地 (目貫)色 絵莢 (柄糸)茶	赤点		○

No.	分類	欄上部記載	台帳番号	銘欄上記載	銘	新下黒点款	摘要	摘要欄下部記載	表作成者備考	所蔵
290	御柄前	黒点2	参拾壹	✓/赤✓	無銘 正家		(緑頭)頭赤銅無地 緑同 (目貫)赤銅御所車 (柄糸)草色	赤点		○
291	御柄前	黒点2	参拾貳	✓	国光		(緑頭)頭角 緑赤銅梅毛彫 (目貫)金鯉鱈 (柄糸)黒		赤線にて削除	
292	御柄前	黒点2	参拾参	✓	国光		(緑頭)頭赤銅斜子鯉滝 緑同 (目貫)赤銅羽帯車扇 (柄糸)草色		赤線にて削除	
293	御柄前	黒点2	参拾参	✓/赤✓	兼元		(緑頭)頭角 緑赤銅斜子無地 (目貫)赤銅色絵葵(赤インク削除墨書訂正)「馬草」 (柄糸)黒			
294	御柄前	黒点2	参拾四	✓/赤✓	兼元		(緑頭)頭赤銅斜子鸞 緑同 (目貫)赤銅鸞 (柄糸)黒	赤点		○
295	御柄前	黒点2	参拾五	✓/赤✓	国安		(緑頭)頭角 緑赤銅七宝統 (目貫)金竜 (柄糸)黒	赤点		○
296	御柄前	黒点2	参拾六	✓	勝光		(緑頭)頭角 緑赤銅斜子波 (目貫)赤銅三石統(赤インク削除「金」) (柄糸)紺		赤線にて削除	
297	御柄前	黒点2	参拾七	✓/青✓	法光		(緑頭)頭鉄篋 緑同石垣崩 (目貫)四分一竜 (柄糸)白茶	赤点		○
298	御柄前	黒点2	参拾八	✓	森弘		(緑頭)頭赤銅九曜 緑同 (目貫)赤銅金九曜御紋純キ (柄糸)勝色		赤線にて削除	
299	御柄前	黒点2	参拾九	✓/赤✓	宗圓		(緑頭)頭角 緑赤銅木目 (目貫)赤銅笠土版農夫 (柄糸)縞糸	赤点		○
300	御柄前	黒点2	四拾壹	✓	忠広(黒訂正「綱」)		(緑頭)頭四分一波 緑同 (目貫)四分一竜 (柄糸)勝色		赤線にて削除	
301	御柄前	黒点2	四拾貳	✓	国包		(緑頭)頭赤銅斜子鷹 緑同鷹 (目貫)赤銅鷹 (柄糸)茶色			○
302	御柄前	黒点2	四拾参	✓/赤✓	吉貞		(緑頭)頭赤銅菊 緑同金九曜 (目貫)金竜 (柄糸)黒			○
303	御柄前	黒点2	四拾四	✓/赤✓	氏信		(緑頭)頭角 緑赤銅斜子無地 (目貫)銀「赤インク削除墨書訂正「金波ニ銀白鳥」 (柄糸)黒	赤点		○
304	御柄前	黒点2	四拾五	✓/赤✓	助宗		(緑頭)頭角 緑赤銅無地 (目貫)赤銅笏 (柄糸)黒	赤点		○
305	御柄前	黒点2	四拾六	✓/赤✓	一文字則房		(緑頭)頭角 緑赤銅 (目貫)銀鸞 (柄糸)黒	赤点		
306	御柄前	黒点2	四拾七	✓/赤✓	康光		(緑頭)頭角 緑金三石崩 (目貫)金ニツ獅子 (柄糸)黒	赤点		○
307	御柄前	黒点2	四拾八	✓/赤✓	盛光		(緑頭)頭角 緑赤銅斜子尾長鳥 (目貫)赤銅人物 (柄糸)黒(赤インク削除墨書訂正「草色」)			○
308	御柄前	黒点2	四拾九	✓/赤✓	兼定		(緑頭)頭赤銅斜子三石九曜 緑同 (目貫)赤銅三石九曜 金銀御紋純キ (柄糸)黒	赤点		○
309	御柄前	黒点2	五拾	✓/赤✓	正近		(緑頭)頭赤銅斜子菊 緑同 (目貫)金竜 (柄糸)黒	赤点		○
310	御柄前	黒点2	五拾壹	✓/赤✓	外藤		(緑頭)頭角 緑金三石崩 (目貫)赤銅竜 (柄糸)黒	赤点		○
311	御柄前	黒点2	五拾貳	✓	盛重		(緑頭)頭角 緑赤銅七宝統 (目貫)赤銅鯉鱈 (柄糸)勝色		赤線にて削除	
312	御柄前	黒点2/(鉛)切羽ナシ	五拾参	✓/赤✓	信吉		(緑頭)頭赤銅斜子鉄線 緑同 (目貫)赤銅連 (柄糸)黒	赤点		○
313	御柄前	黒点2	五拾四	✓/赤✓	貞国		(緑頭)頭角 緑赤銅若松 (目貫)赤銅鶴亀 (柄糸)黒	赤点		○
314	御柄前	黒点2	五拾五	✓/赤✓	安広		(緑頭)頭角 緑赤銅斜子九曜 (目貫)赤銅花籠 (柄糸)黒	赤点		○
315	御柄前	黒点2	五拾六	✓	国光		(緑頭)頭角 緑赤銅斜子松葉 (目貫)四分一象 (柄糸)茶		赤二重線にて削除	
316	御柄前	黒点2	五拾七	✓	吉房		(緑頭)頭角 緑金松亀ノ毛彫 (目貫)金竜 (柄糸)黒		赤線にて削除	
317	御柄前	黒点2	五拾八	✓/赤✓	志津		(緑頭)頭角 緑赤銅斜子松 (目貫)金竜虎 (柄糸)黒	赤点		○
318	御柄前	黒点2	五拾九	✓/赤✓	秀光		(緑頭)頭角 緑銅麻ノ葉 (目貫)赤銅薄(赤インク削除「ニ銀」) (柄糸)紺	赤点		○
319	御柄前	黒点2	六拾	✓/赤✓	兼長		(緑頭)頭赤銅千鳥 緑同 (目貫)銀鶴旭波 (柄糸)木柄	赤点		○
320	御柄前	黒点2	六拾壹	✓/赤✓	友重		(緑頭)頭鉄 緑赤銅若松毛彫 (目貫)四分一鳳鱈 (柄糸)縞	赤点		○
321	御柄前	黒点2	六拾貳	✓/赤✓	康光		(緑頭)頭角 緑赤銅斜子三石九曜 (目貫)金蝶貝 (柄糸)黒	赤点		○
322	御柄前	黒点2	六拾参	✓/赤✓	吉則		(緑頭)頭赤銅斜子菊 緑同 (目貫)赤銅菊 (柄糸)同(黒)	赤点		○
323	御柄前	黒点2	六拾四	✓/赤✓	正興		(緑頭)頭四分一横筋 緑赤銅斜子十二支 (目貫)金十二支 (柄糸)同(黒)	赤点		○
324	御柄前	黒点2	六拾五	✓	一乗		(緑頭)頭角 緑赤銅斜子 (目貫)金竜 (柄糸)同(黒)		赤線にて削除	
325	御柄前	黒点2	六拾六	✓/赤✓	清綱		(緑頭)頭赤銅三石崩 緑同 (目貫)金狂獅子 (柄糸)茶	赤点		○
326	御柄前	黒点2	六拾七	✓/赤✓	祐光		(緑頭)頭赤銅九曜 緑同 (目貫)赤銅九曜 (柄糸)白茶	赤点		○
327	御柄前	黒点2/義直様御分家ニ付御議	六拾八	✓	忠光		(緑頭)頭赤銅斜子七五三 緑同 (目貫)赤銅抱茗荷 (柄糸)黒		赤インク二重線にて削除	

近代における旧大名家の刀剣管理と記録作成（西口）

No.	分類	欄上部記載	台帳番号	銘欄上記載	銘	新下黒点数	摘要	摘要欄下部記載	表作成者備考	所蔵
328	御柄前	黒点2	六拾九	✓/青✓	忠光		(緑頭)頭鉄九曜御紋 緑 (目貫)赤銅獅子 (柄糸)黒	赤点		○
329	御柄前	黒点2	七拾	✓/青✓	兼氏		(緑頭)頭四分一両竜 緑同 (目貫)金二ツ獅子 (柄糸)勝色	赤点		○
330	御柄前	黒点2	七拾壹	✓/赤✓	久光		(緑頭)頭角 緑赤銅斜子葵 (目貫)赤銅葵色絵 (柄糸)同(勝色)	赤点		○
331	御柄前	黒点2	七拾貳	✓	忠広		(緑頭)頭銀唐草高彫 緑鉄字彫 (目貫)金橙 (柄糸)同(勝色)濃紺		赤線にて削除	
332	御柄前	黒点2	七拾参	✓/赤✓	広行		(緑頭)頭赤銅色絵三石崩 緑 (目貫)金稲穂 (柄糸)茶	赤点		
333	御柄前	黒点2	七拾五	✓	備前無銘		(緑頭)頭角 緑赤銅大斜子 (目貫)赤銅蜜柑 (柄糸)黒	赤点		
334	御柄前	黒点2	七拾六	✓	無銘 師光		(緑頭)頭角 緑銅雨竜 (目貫)金獅子 (柄糸)同(黒)	赤点		
335	御柄前	黒点2	七拾八	✓	信国		(緑頭)頭角 緑皮裂 (目貫)四分一鳥 (柄糸)鮫		赤線にて削除	
336	御柄前	黒点2	八拾貳	✓/赤✓	国俊		(緑頭)頭赤銅無地鈴 緑同 (目貫)赤銅仏像 (柄糸)白茶	赤点		
337	御柄前	黒点2	八拾参	✓/赤✓	同(国俊)		(緑頭)頭四分一竜虎 緑同 (目貫)四分一嶽羊 (柄糸)青茶	赤点/✓		
338	御柄前	黒点2	八拾式	✓/赤✓	国俊		(緑頭)頭四分一花見毛彫 緑同 (目貫)四分一園目 (柄糸)青茶	赤点		
339	御柄前	黒点2	八拾五	✓/赤✓	吉光		(緑頭)頭角 緑赤銅毛彫宝尽 (目貫)赤銅(赤インク削除「亀」)鶴 (柄糸)黒	赤点		○
340	御柄前	黒点2	九拾壹	✓/赤✓	兼升		(緑頭)頭赤銅水二傘 緑同 (目貫)赤銅弓廬 (柄糸)同(黒)	赤点		○
341	御柄前	黒点2	九拾参	✓/赤✓	斉昭公御作		(緑頭)頭四分一高彫虎 緑同 (目貫)赤銅馬 (柄糸)同(黒)	赤点		○
342	御柄前	黒点2/義直様御分家ニ付御譲	九拾六		兼先		(緑頭)頭角 緑赤銅斜子 (目貫)赤銅鶴 (柄糸)藍		赤インク二重線にて削除	
343	御柄前	黒点2/(朱)「御刀」参照	百	✓	国造		(緑頭)頭赤銅菊 緑同 (目貫)赤銅菊 (柄糸)黒		赤インク二重線にて削除	
344	御柄前	黒点2	百六	✓	清秀		(緑頭)頭角 緑赤銅斜子鶴(金) (目貫)金色絵梨斗 (柄糸)同(黒)	赤点		○
345	御柄前	黒点2	百九	✓	信利		(緑頭)頭四分一引舟 緑同 (目貫)赤銅鳩 (柄糸)茶			○
346	御柄前	黒点2/(朱)「御刀」参照	百拾七	✓	胤光		(緑頭)頭鉄三石 緑同 (目貫)赤銅三石 (柄糸)黒			
347	御柄前	黒点2	百参拾五	✓	寿命		(緑頭)頭(赤インク削除「赤銅斜子」)角 緑同足踏轡 (目貫)赤銅足踏轡 (柄糸)同(黒)			○
348	御柄前	黒点2	百四拾六	✓	胤光		(緑頭)頭角 緑赤銅斜子水仙 (目貫)赤銅竜胆 (柄糸)黒		赤インク二重線にて削除	
349	御柄前	黒点2	百四拾七	✓	胤光		(緑頭)頭同(角) 緑同(赤銅斜子水仙) (目貫)同(赤銅竜胆) (柄糸)同(黒)			○
350	御柄前番外	黒点2	壹	✓	魚袋		(緑頭)頭 緑四分一(赤インク削除墨書訂正「銀」)波 (目貫)金銀鯉 (柄糸)鮫		赤斜線にて削除	
351	御柄前番外	黒点2	貳	✓	玉巻掛		(緑頭)頭玉 緑銅横線 (目貫)金竹鳥 (柄糸)黒		赤斜線にて削除	
352	御柄前番外	黒点2	参	✓			(緑頭)頭 緑角 (目貫)赤銅鶴 (柄糸)塗鮫		赤斜線にて削除	
353	御柄前番外	黒点2	四	✓			(緑頭)頭鉄菊 緑赤銅金線入 (目貫)金竜 (柄糸)黒		赤斜線にて削除	
354	御柄前番外	黒点2	五	✓			(緑頭)頭赤銅斜子机帳 緑同藤二松扇 (目貫)四分一鶴 (柄糸)茶		赤斜線にて削除	
355	御柄前番外	黒点2	六	✓			(緑頭)頭角 緑赤銅斜子茶器 (目貫)赤銅蝦二魚 (柄糸)縞		赤斜線にて削除	
356	御柄前番外	黒点2	七	✓			(緑頭)頭 緑角 (目貫)赤銅鶴亀 (柄糸)白鮫		赤斜線にて削除	
357	御柄前番外	黒点2	八	✓			(緑頭)頭 緑金斜子 (目貫)金九曜 (柄糸)白鮫		赤斜線にて削除	
358	御柄前番外	御柄前ノ節ヨリ移ス	八				(緑頭)頭 緑赤銅桐紋散 (目貫)赤銅桐紋散 (柄糸)鮫		赤斜線にて削除	
359	御柄前番外	右ニ同ジ(御柄前ノ節ヨリ移ス)	九				(緑頭)頭 緑赤銅御紋散 (目貫)三石九曜御紋散 (柄糸)鮫		赤斜線にて削除	
360	小柄			✓/黒点	衆芳軒晚昌	1	文化十四年丑二月吉辰十二支彫 刀箆第三号ニ有 以下同		赤斜線にて削除	
361	小柄			✓/黒点	同(衆芳軒晚昌)	1	観音普門品 (刀箆第三号ニ有)		赤斜線にて削除	
362	小柄			✓/黒点	冬広	1	若州住 (刀箆第三号ニ有)		赤斜線にて削除	
363	小柄			✓/黒点	同(冬広)	1	若州住 (刀箆第三号ニ有)		赤斜線にて削除	
364	小柄			✓/黒点	伴 以下文字不明	1	(刀箆第三号ニ有)		赤斜線にて削除	
365	小柄			✓/黒点	信高	1	伯耆守藤原信高 (刀箆第三号ニ有)		赤斜線にて削除	
366	小柄			✓/黒点	同(信高)	1	(刀箆第三号ニ有)		赤斜線にて削除	
367	小柄			✓/黒点	包信	1	千住院文殊四郎		赤斜線にて削除	
368	小柄			✓/黒点	広正	1	御梵字		赤斜線にて削除	
369	小柄			✓/黒点	信高	1	尾張国信高		赤斜線にて削除	
370	鉞			黒点	陸奥守包保		摂津		赤斜線にて削除	

No	分類	欄上部記載	台帳番号	銘欄上記載	銘	新下黒点数	摘要	摘要欄下部記載	表作成者備考	所蔵
371	鉛			黒点	筑前住源信 国重真		筑前		赤斜線にて削除	
372	鉛			黒点	阿波守平貴 道		尾張		赤斜線にて削除	
373	鉛			黒点	河内守国助		摂津 挙直公御持参		赤斜線にて削除	
374	鉛			黒点	河内守文殊 包定		常陸 鱈ノ尾(赤インク削除「御馬 印」)		赤斜線にて削除	
375	鉛			黒点	河内守文殊 包定		常陸		赤斜線にて削除	
376	薙刀			黒点	相州住伊勢 大掾綱広		相模 黒塗三石九曜御紋柄		赤斜線にて削除	
377	薙刀			黒点	奥州津輕住 森宗		唐草三石九曜御紋柄		赤斜線にて削除	
378	薙刀			黒点	越中守藤森 貞幸		尾張 唐草高崎扇御紋柄		赤斜線にて削除	
379	薙刀			黒点	越前豊原住 藤原重吉		唐草竜胆御紋柄		赤斜線にて削除	

出典：大正元年改訂「御刀剣台帳」(土浦市立博物館所蔵)。

註1：本表のうち、「表作成者備考」以外の項目は史料表記に則って記載した。記載内容は/で区切り、()内の記載は筆者が補足した。なお(鉛)は鉛筆書き、(朱)は朱書きを指す。左記以外の項目については「」内を除き筆者による。

註2：史料に記された記号等は次のように略記した。黒鉛筆による丸印=黒丸、赤鉛筆による丸印=赤丸、黒鉛筆による点=黒点、赤鉛筆による点=赤点、黒鉛筆によるチェックマーク=✓、赤鉛筆によるチェックマーク=赤✓、青鉛筆によるチェックマーク=青✓。なお略記の後に記したアラビア数字はその個数を示す。

註3：「所蔵」は以下のように区分している。土浦市立博物館で所蔵するもの=○、同館で一部所蔵するもの=△、平成13年度以降に同館が所蔵したものは新、他館で所蔵するものは□。